

暫定基準(最終案)に対して寄せられた御意見に関する回答

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
1	1	農薬取締法の改正後の見直しで、データの未整備等により薬効について客観的な判断ができないという理由から、そもそも農薬であるかどうかの判断が保留されている物質がある。こうしたものの中には、いわゆる「植物活力剤」や「土壌改良剤」等が多く存在しており、これらの資材については現に商品として農業用に販売され、農薬的に使用されているものも少なくない。農薬の適正な使用を管理・指導していく上で、特定防除資材の指定が保留されている資材が何であって、対象外物質として規制していくのか一律基準として規制していくのか非常に重要であるので、リスト化と今後の規制方針を示していただきたい。	サントリー(株)	D1	ポジティブリスト制度の規制対象は、農薬取締法に定める農薬であり、農薬に該当するか判断が保留されているものは、法的に規制の対象となりません。
2	1	農薬と作物の組み合わせが10万通りもあり、また農薬名は、原体成分や代謝物質などが含まれており、このような形での情報提供は、農家だけではなく一般的な国民も、問題点を指摘してコメントすることは不可能に近い。国の法律である以上、国民誰もが理解でき疑問や意見をパブコメできるようなわかりやすい意見募集等の仕組みが必要ではないか。	京都府	D2	今回は正確を期すため、このような形で公表しました。今後ともわかりやすい情報提供に努めます。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/)
3	1	現在、基準設定済農薬は246剤であり、これまでの基準設定のペースからみて来年の5月までに到底700を超える農薬等に基準設定ができるとは思えない。とりあえずまとめて一律基準を設定する方向になるのであれば、これまで我が国が実施してきたマーケットバスケット調査等における基準設定の方法、即ち、食品安全委員会が行う科学的な根拠に基づくリスク評価の制度と相反することになるのではないか。	京都府	D2	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準などを参考に、暫定基準を設定することとしています。
4	1	ドリフト対策等の観点からも、ADIが設定されている有効成分については、暫定基準の設定という手段によらず、従来の農薬登録制度に基づき、科学的なリスク評価・暴露評価を経て残留基準を設定すべき。	京都府・京都中央協同農業組合・安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・北海道農業協同組合中央会/ホクレン農業協同組合連合会・京都府農業協同組合中央会	D2・D6・D9・D16・D20	暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。なお、従来の登録保留基準設定でも、ドリフトを考慮していないものと承知しています。
5	1	最終案でも、個々の農薬等のADIと理論最大摂取量が公開されていない。早急に公開すべきである。 現在、国内でADIが評価されているものは、その数値を、国内では評価されていないが、コーデックス又は基準参考国で評価されているものは、その数値を、ADIが全く評価されていないものは、その旨を明示されたい。また、今後、国内でのADIを評価せねばならない農薬等の名称とその評価計画を明らかにされたい。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、施行までの限定された期間で各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を設定することは困難です。このため、で暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の評価の進め方については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の策定にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に連携し、検討することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
6	1	国内で食用作物に使用されている農薬で、基準を設定されていないものがある。該当する農薬名とそのADI及び設定しなかった理由を示してほしい。また、このものの残留基準は「人の健康を損なうおそれのない量」が適用されるかどうかを明示されたい。	反農薬東京グループ	D21	従前の制度では、農薬取締法に基づく国内の農薬登録と食品衛生法に基づく食品中の残留基準値の設定が必ずしも同時に行われていなかったため、ご指摘のように国内で使用できる農薬であっても食品中の残留農薬基準の設定されていないものがあります。これらの農薬には、登録保留基準が設定されているもの、食品に残留しないと考えられているもの、今回の対象外物質のように特段の規制が必要ないと考えられているものなどがあり、一概に「人の健康を損なうおそれのない量」を適用するわけではありません。
7	1	農薬補助成分として使用されている化学物質を調べ、残留基準の設定対象とすべき。	反農薬東京グループ	D21	農林水産省における農薬取締法に基づく登録は、農薬補助成分を含む製剤に対して行われており、また、補助成分は、通常、一般に広く使用され人の健康を損なうおそれのない化学物質であると承知しています。農薬補助成分について農作物への残留による安全性への懸念があれば、必要に応じ、検討を考えたいと思います。
8	1	最終案では、2種以上の農薬活性成分をひとまとめにして、残留基準を設定している場合がいくつかあるが、類似化学構造や類似毒性発現機構を有する農薬をグループ化して、基準を設定することが望まれる。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、分解や代謝の過程で同一の物質となる農薬活性成分等については、まとめて基準を設定している場合がありますが、化学構造や毒性発現機構が類似というだけでは物質間の関係が不明であり、これらの農薬をグループ化して基準を検討することが困難です。
9	1	複合毒性が判明していない現状では、総農薬摂取量を規制することも考慮されたい。	反農薬東京グループ・伊藤 康江	D21・D27	農薬に限らず、ヒトが摂取する可能性のある化学物質全てについて、トータルでどのような影響があるのかを評価することは意味のあることかもしれませんが、膨大な組み合わせが存在し、影響を調べることは困難です。個々の農薬の摂取量は、一般的に無毒性量の1/100に相当するADIの数%であることが多く、そのような状況の中で、複合毒性に基づく規制が必要となるような有害事象は把握していません。
10	1	ポジティブリスト制度における「基準が設定されていない農薬等」とは、膨大な数になると思われるが、それが一律基準以上残留する原材料を用いて製造又は加工されたものは販売できないようであるが、現実的に「基準が設定されていない農薬等」が、残留しているかどうか測定することは、不可能ではないのか。	三浦 弘充	D43	農薬の分析を行うと、農薬が検出されないものが相当数存在し、未知の農薬などに焦点を当てて分析するよりも、使用される可能性のある農薬を中心に分析することが現実的です。その過程で、未知の物質の検出が疑われる場合などが「基準が設定されていない農薬等」の分析を行う機会になるものと考えています。
11	1	すべてに網掛けする「ポジティブリスト制度」であるにもかかわらず、貴省管轄の「残留基準」、環境省管轄の「登録保留基準」及び性格は異なるものの農林水産省管轄の「農薬使用基準(農薬取締法)」といった枠組みを見直さずに残したまま、それらを組み込んだ「ポジティブリスト制度」となっていることには無理がある。この「ポジティブリスト制度」が実施された場合「登録保留基準」は残るのか、残る場合、各種「基準」との整合性はどうかはかれるのか、明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	現行の登録保留基準や農薬使用基準について本制度の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるようこれらの基準の取り扱いについても関係省庁とも協議していくこととしています。
12	1	ハーモナイゼーションの名のもとと国境措置を緩和し農産物流通の円滑化をはかりたいといった側面からの視点からの「ポジティブリスト制度」であってはならないと考える。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入に当たっては、基準の設定されていない食品に対し必要に応じ暫定基準を設定することとしていますが、現行制度のもとでは原則販売等の規制がなかったものに対して、制度施行後は基準値を超える食品の販売等を規制するものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
13	1	「段階的な『ポジティブリスト制度』への移行」を提案する。 (1) まず、食品衛生法により残留農薬基準が設定されている244農薬、農薬取締法により登録されている約350農薬(重複を除くと約400農薬)を対象とした「ポジティブリスト制度」とする。 (2) それ以外について、リスク評価を計画的にすすめ科学的な基準設定を行なうものとする。	生活協同組合東京マイコープ	D44	世界的には約800の農薬等があるとされており、ご指摘の段階的な移行では、基準のない約300農薬等が残留する食品について、これまで明確な健康上の懸念なしに合法的に販売等がなされていたものが違反となることが想定され、食料の多くを輸入食品に依存する我が国の制度としては不適切と考えます。
14	1	厚生労働省は「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する」との食品安全基本法、及び「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図る」との食品衛生法の理念・目的にたつて制度検討をすすめられるよう、私たちは強く望む。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、食品安全基本法、食品衛生法の理念目的を踏まえ進めているものです。
15	1	暫定基準物質索引の記載について、①記載が欠落しているものがある、②索引と本文の物質名が異なるものがある、③一部の物質で、該当する基準を2行で記載している、④一つの英名に対して二つの読み方による日本名があるものなど、整理訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。ご指摘ありがとうございました。
16	1	和名と同様に英名による暫定基準物質索引の追加を希望する。	小川邦彦	D55	ご要望については対応し、既に英語版の索引が公開されています。
17	1	索引と目次において物質名が途中で切れているものがあり、訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。ご指摘ありがとうございました。
18	1	暫定基準の最終案は薬物別ごとの形で表されているが、管理を確実にを行うために、食品別のリストを電子情報として公表していただきたい。	(社)日本乳業協会	D66	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところであり、その活用をお願いします。
19	1	食塩については、ポジティブリスト制度の対象となるが、その製造過程では農薬を使用せず、また、膜濃縮法による製造時には膜は農薬を透過しないため、食塩中に農薬が残留することは考えられない。しかしながら、顧客からは食塩中の残留農薬の分析を求められることがあり、700種類の農薬分析を要求されることもありえることから、(社)日本塩工業会が食塩の取扱に関する判断基準を作成するので、厚生労働省に承認を得たい。	(社)日本塩工業会	D67	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。 なお、厚生労働省ではご要望にあるような一部の食品の取り扱いに関する判断基準の承認は行いません。
20	1	最終案の概要として示されている文書では、1. 一律基準の設定、2. 対象外物質の指定、3. 暫定基準の設定の順に説明がなされている。しかし、本制度の理解を進める上では、基準の設定の手順に従い、1. 暫定基準、2. 一律基準、3. 対象外物質の順で行う方が適切ではないか。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度は、農薬等が残留する食品の流通を原則禁止するもので、対象外物質をその制度の例外とし、残留基準が設定されるものはその基準の範囲内で農薬等の残留を認めるものです。ご指摘の文書はこの考え方に基づくものとなっています。
21	1	最終案中「暫定基準の見直し等」の記述には暫定基準から「食衛法による残留農薬基準」への移行プロセスも含まれていると考えるが、「暫定基準」を「基準」にするための要件、手順等が明確に示されていない。この手続には関係省庁の調整・協議が必要と考える。また、暫定基準の見直しなど、ポジティブリスト制度の施行後もリスクアセスメント機関とリスクマネジメント機関との役割の分担と連携強化が望まれる。リスクマネジメント機関にあつては、農林水産省等の機関を含めた共同会議体の設置を検討されたい。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
22	1	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準などを参考しているが、コーデックスのMRLはJECFAやJMPRの定期的評価に基づいて変更されることがある。これを暫定基準に反映させるときに、現行基準と暫定基準の間で整合がとれなくなる場合も発生すると考えられる。このような場合の措置について明示すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	今回設定した暫定基準は、今後コーデックスにおいて基準が新たに設定若しくは改正されたとしても、その見直しは直ちに行なわないこととしています。ただし、JECFAやJMPRの評価において安全性に関して問題が指摘される場合は、暫定基準のみならず既に基準を設定している農薬などについても、資料等入手し、食品安全委員会の食品健康影響評価を求めることとなります。なお、暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
23	1	最終案において「不検出」という基準で示されているものについては、3通りのものが存在する。すなわち、1. 発がん性等の理由によりADIを設定できない物質、2. 国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、3. 国際機関においてADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day未満であるとされた農薬等である。これらの意味合いの違うものに対して、一括して「不検出」という用語を使用することは適切ではなく、「検出されてはならない」と明確に規定することや、基準への適合可否を判定するための分析法と数値をセットで示すことなどを検討するべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご意見にある1及び2の物質については、一般規則において「食品から検出してはならない」と規定することとしています。3の事例については、従来と同じく、残留基準において「不検出」と規定されます。いずれの場合においても、分析法についても告示により定め、その分析法において食品衛生法に定める規格基準の適合性を判断することとなります。
24	1	「基準適合性の判定」や「食品分類ごとの基準の整合性について」の部分には分かり難い表現が含まれているので、具体的なわかりやすい表現による説明にしていきたい。 また、類型の説明については1-1から5までの類型と6-1から6-6までの類型は性格が全く異なるものであるため、一括して記述するのではなく、国民・消費者が理解できるように説明すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度については、今後ともリスクコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知や国民の理解促進に努めることとしています。
25	1	暫定基準のリスクアセスメントについては、貴省で毒性学的データや使用実態、暴露量のデータ等を収集し、総合的・包括的な視点からこれら物質の優先順位をつけた上で、食品安全委員会へ諮問すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)
26	1	国主導であらゆるモニタリングデータを蓄積し、今後には生かすことを望む。民間のデータについても、国主導でデータを有効活用する方法を考案していただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	都道府県等や検疫所などが行う残留農薬等のモニタリング結果については、従来から各機関で公表するほか、厚生労働省においても一括してとりまとめ公表するとともに、活用することとしています。また、民間で行ったデータの活用については、データの所有権等の観点から慎重に取扱う必要があると考えます。
27	1	農林水産省『飼料の有害物質の指導基準の制定について(平成11年2月16日付け11畜B第188号畜産局長通知 改正)』で設定されている配合飼料、乾牧草等のMRLとポジティブリスト制度導入後の適合性について検証を要望する。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行ってきたところであり、現時点で適合性の検証が必要であるとは考えていません。
28	1	「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における一律基準の設定について(最終案)」と「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について(最終案)」の二つの文書が有機的に結合され、ポジティブリスト制度の全体的な枠組み、基本的な考え方、仔細等が容易に理解できるようにすべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の文書は一律基準及び暫定基準の設定についてそれぞれの考え方を検討するものです。今後、ご指摘の点を踏まえ、ポジティブリスト制度全体に対する理解が促進されるよう、資料等を作成したいと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
29	1	http://www.mhlw.go.jp/english/topics/mrls/final/dl/mrls05.pdf の表の意味が明確でない。タイトルにNo provisional MRLs are proposedとあるが、いくつかの農薬にはMRLが記載されている。(例えば、BHC、DCIPなど) また、いくつかの農薬には、MRLが提案されている。(カルプロパミドなど)	オーストラリア農林水産省	G1	暫定基準最終案の公表にあたっては、暫定基準を設定しない農薬等についても現行の基準を参考までに資料に加えています。ご指摘の部分は、新たに食品分類を改めたものや都道府県における分析法の検出限界を考慮し一律基準に替わる値として、類型6-4としての基準を定めたものです。
30	1	1. 日本のポジティブリストシステムは、現行のシステムと比べると厳しいものであり、発展途上国からの農産物の輸出が困難になる。 2. 残留データの欠如のため、多くの熱帯作物にMRLが設定されず、その結果、分析上の検出限界である0.01ppmの扱いとなるが、GAPが反映されない。 3. FAOのガイドラインによれば、MRLはどの様に農薬が使われるか(すなわちGAP)により、安全性の参照としてADIを用いるとしている。(中略)加えて、フィリピンのような熱帯諸国の農薬使用は、害虫の抵抗性獲得が早いなどの理由により、変化に富んでいる。以上の理由から、提案されているポジティブリスト制度に対し、以下の勧告をする。 1. マイナー作物(すなわちマンゴー)は、日本の摂取量の5~10%ととても小さな割合であり、0.01ppmの代わりに、0.1ppmとしても長期にわたりADIを超えることはない。 2. (中略)作物は安全に食されており、皮などの非可食部の除去、洗浄、調理により、実際に摂取する農薬の量は、MRLよりも小さくなる。このより実用的な手順は、安全性の妥協をするものではなく、小規模の生産者の助けとなる。	フィリピン農業省	G7	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、国際基準や米国など科学的な評価に基づき設定される基準を参考に暫定基準を設定することとしています。国際的に取引される農産物は、我が国のみならず欧米等にも輸出されることから、今回のポジティブリスト制度が我が国への農産物の輸出を困難にするものとは考えていません。一方、残留基準は、農薬の適正使用基準(GAP)に基づき残留試験成績と食品の摂取量により、定められているので、フィリピンにおける農薬の使用基準に基づく残留基準の設定について、資料とともに要請があれば、検討したいと考えます。摂取量が少ない農産物で一律基準を0.1ppmとするとの提案は、前述の残留基準設定の考え方と整合しないため採用出来ません。
31	1	試験方法やバリデーションに関する情報が欠けている。 MRL設定のもとになったリスクアセスメントに関する情報が、未だにMHLWから発表あるいは通知されておらず、ポジティブリストシステムの通知は、SPS協定第5条1パラに基づいていない。 また、試験法の詳細に関する情報を受け取ることは、ブラジル政府にとってとても重要である。	ブラジル政府	G8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。一部の暫定基準は、平成15年4月11日に開催した食品輸入円滑化推進会議において各国の在京大使館を通じ、毒性試験結果等の提供について協力を求めた際、協力の申し出があった5カ国(地域)の基準を参考に設定しています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
32	1	暫定基準を設定した物質については、科学的評価に基づいた基準にするためにも、出来るだけ早くADIを算定し、正式な基準を作るべきである。	Almond Board of California	F26	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
33	1	2年ごとに暫定基準の見直しを行い、国際貿易への悪影響を最小限にすることを望む。	中国政府	G19	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)
34	2	最終案の2(1)④で説明されている「食品に自然に含まれる物質」については、該当する食品及び物質とそのレベルについて、貴省が保存されている情報を一般に提供すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の点については、具体的事例について個別に検討することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
35	2	暫定基準の設定を説明する図は、一律基準を適用するケースについて誤解を生じうるものであるため、修正すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の図は暫定基準の設定方法を図解したものであり、一律基準を適用する事例を説明したものではありません。しかしながら、一律基準の適用範囲などについて正確な理解が進むようポジティブリスト制度全体の説明を工夫したいと考えます。
36	2	展着剤や活性共力剤についての取扱を明文化していただきたい。	日本紅茶協会	D80	一般に農業に該当するものについては本制度の対象となり、基準が設定されていない場合は、一律基準が適用されます。
37	3	「遺伝毒性のある発がん物質及び国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等については『不検出』という暫定基準を…」と表現するのではなく、本来使用してはいけないものは「検出されてはならない」との表現で、使用できないことが明確に示されるようにしてほしい。	全国消費者団体連絡会・生活協同組合東京マイコブ・伊藤 康江	D18・D27	現在の告示との整合性を考慮する必要があると考えています。現在の告示の表では「不検出」との記述をしていますが、その説明文には、「検出されるものであってはならない」と明示しているところです。
38	3	PhosphineのようなADIを設定できない物質について、MRLはNDとすべきだが、このような物質のリストを分けているのか。	オーストラリア農林水産省	G1	リン化水素(Phosphine)は、JMPRIにおいて、ADI=「Not Necessary」とされています。これは、「ADIが設定できない」、いわゆる「NO ADI」ではなく、「ADIの設定が必要ない」というものであり、物質としての危険性が高いものではないことを示すものと認識しています。このため、残留基準値は「不検出」とせず、コーデックス基準を含めた各国基準値を、暫定基準として採用しています。
39	3	日本の「不検出」基準の設定について、その設定根拠が明確でない。表1に記載の不検出とする化学物質について、コーデックス等と同じように、現段階で徹底的な検証がなされているのか否か。	アメリカ合衆国政府	G4	基準を「不検出」としたものは、従来から「不検出」としていた物質、コーデックス等国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、国際機関において、ADIが0.03 µg/kg/day未満であるとされた物質が該当しています。
40	3	不検出とされている15物質が、暫定基準のリストとは別になっているので非常に分かりにくい。禁止されていることがはっきり分かるように、同じリストに記載すべき。	Sino Analytica	F31	これまでの公表の際にも、同様のご指摘を頂いていることから、最終案の公表にあたっては、索引の整備を行ったところです。
41	3	不検出としている物質の選定方法を示されたい。また、ハチミツのCoumafos/Coumaphosに関してEUが中国と同じ0.1mg/kgと規定しているのにNDとした根拠を示されたい。	中国政府	G19	「不検出」とする物質は、①発がん性等の理由によりADIを設定できないもの、②国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、③国際機関においてADIが0.03 µg/kg/day未満であるとされた農薬等(クレンブテロール、デキサメサゾン及び酢酸トレンボロン)又は既に「不検出」という残留基準が設定されている農薬等について設定することとしました。なお、ご指摘のクマホスについてはJMPRIにおいてADIが設定できないと評価されていることから「不検出」としたものです。
42	4	コーデックス基準ではなく、(それよりも高い)国内基準、または海外の基準を、暫定基準として採用してほしい。	Almond Board of California・田中希義	D12・F26	コーデックス基準のあるものは、原則コーデックス基準を採用することとしており、いただいたご意見は採用できません。ただし、例外的に、必要に応じて国内における農業の登録使用実態も考慮することとしています。
43	4	日本の薬事法に基づく検出限界値を暫定基準値として採用しているが、この値はあくまで検出限界値である。毒性試験結果に基づいたADIから算出されている、諸外国のMRLを暫定基準値として採用すべき。	科研製薬株式会社	D15	我が国では、薬事法に基づく承認を得た動物用医薬品については、検出限界値による管理がなされていることから、同値を暫定基準として採用したものです。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
44	4	暫定基準に関しては、コーデックス基準、登録保留基準、残留基準を設定している5カ国の基準を参考に定めるとなっているが、その際平均値ではなく、最低の値に設定すべき。	全国消費者団体連絡会・伊藤 康江・生活協同組合東京マイコープ	D18・D27・D44	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
45	4	登録保留基準は、その性格からして残留基準(MRL)として採用すべきでない。	アメリカ合衆国政府	G4	登録保留基準は、農薬の登録の適否を判断する基準であり、ご指摘のとおり、食品衛生法に基づく残留基準とは異なります。しかしながら、毒性評価からADIを設定し、作物残留試験成績から基準値を定め、ADIとの比較により暴露評価も行っているなど、科学的根拠に基づき基準を設定しており、従来よりこれを参考として残留基準を決めてきたところです。
46	4	登録保留基準と海外基準があった場合、類型3-2を適用するのは、「自給率が50%未満であって、その主要輸出国が主要5カ国の中に含まれている場合」となっているが、該当する基準値について採用されていないケースが多々あるので修正すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認めた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
47	4	最終案は、農産物等の流通の円滑化に重点をおき、国民の残留農薬等の摂取量を減らそうとする視点がない。 具体的には、 1) 国内外の基準で、最も低いものを採用する。 2) 日本で適用のない農産物には、作物群毎に設定されている登録保留基準をそのまま採用しない。 3) 有害性が判明し、販売禁止された農薬等は、ネガティブリスト制度をとる。 4) 「人の健康を損なうおそれのない量」に基づく基準は、0.001ppm以下にする。 これらについて、再考願いたい。	反農薬東京グループ	D21	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、制度変更の全体としての方向性は、摂取量を減らす方向にあります。1)について：暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。2)について：登録保留基準策定時に一定の科学性を持って評価されたものであると考えられることから、原則登録保留基準を採用しています。3)について：ポジティブリスト制度との併存は制度的に困難です。4)について：許容量の目安としての1.5 μg/dayを超えないよう、0.01ppmを設定したものであり、ポジティブリスト制度を採用している諸外国の状況をみても一定の合理性があると考えています。
48	4	ミネラルウォーターの残留基準については、EUの水道水基準(単一農薬で0.1 μg/L、総農薬で0.5 μg/L)を採用すべきである。また、清涼飲料水は、ミネラルウォーターの基準に準ずるようすべきである。	反農薬東京グループ	D21	ミネラルウォーター類については、WHO飲料水ガイドラインに定められる農薬等に関する基準に基づき暫定基準を設定しています。我が国の水道の水質基準もWHO飲料水ガイドラインを参考に決められており、整合性はあるものと考えます。また、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水には、水以外の原料も含まれるため、ミネラルウォーター類に準じた基準とすることは困難です。
49	4	分析感度の観点から、採用される暫定基準は一斉分析法の定量限界によって設定して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	厚生労働省では、暫定基準の分析可能な一斉分析法の開発に努めているところであり、暫定基準を設定するものの多くは、いくつかの一斉分析法でカバーされますが、個別の試験法が必要なものもあります。
50	4	EUにおける暫定基準値を、暫定基準として採用してほしい。	BASFアグロ株式会社・シンジェンタジャパン株式会社	D25・D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
51	4	日本が輸入している農産物について、コーデックス基準、国内基準等でなく、最大生産国を含む主要生産国の基準値を暫定基準として参考にしてほしい。	アメリカ合衆国政府・サントリー(株)・日新通商株式会社・伊藤忠商事(株)・(社)日本青果物輸入安全推進協会・バイエルクロップサイエンス(株)	G4・D3・D4・D19・D64・D71	暫定基準は、コーデックス基準をはじめ、科学的に評価されていると考えられる国などの基準を参考に設定しています。主要生産国であるという理由で、その国の基準値を暫定基準として採用していません。
52	4	現在のGC-MSによる多成分一斉分析では、検出限界が一律基準の0.01ppmを上回る農薬が多数ある。新たに設定された多数の成分や基準値に対応していくためには、分析機器の設備や技術・労力面でさらなる投資が必要であり、生産者・団体への過大なコスト負担を強いられる。ADIを考慮しつつ、分析機関で現在一般的な多成分一斉分析で可能なレベルの基準値を設定いただきたい。	JAあいち経済連・全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会	D36・D40・D47	ポジティブリスト制度は、残留農薬などについて、分析を義務付ける制度ではありません。一方、一律基準は人の健康を損なうおそれない量として、定められるものです。なお、都道府県等の監視指導で用いるものとして開発している分析法の定量限界が、一律基準を上回る場合は、その値をもって対応することとしています。
53	4	外国基準を参照した暫定基準値について、平均値が採用されたため、個別の輸出国から見れば、当該国基準よりも暫定基準の方が厳しい項目が生じている。各国基準が科学的根拠に基づき設定されたものであれば、特段の事情がない限り、各国基準を尊重し、コーデックス基準を含めた輸出国の基準の内、もっとも高い基準値を採用すべきである。	アメリカ合衆国政府・全国納豆協同組合連合会・USA Rice Federation・Maltsters Association of Great Britain・アメリカ合衆国小麦連合会・Nut producers Australia・アメリカ穀物協会・Almond Board of Australia・California Table Grape Commission・Euromat・Select Harvests marketing・欧州茶協会・Almond Board of California・American Potato Trade Alliance	G4・D42・F02・F03・F06・F07・F08・F12・F16・F20・F24・F25・F26・F29	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
54	4	<フェリムゾン>について、豪州基準を参考として「その他の魚類」に0.05ppmの基準値案を示しているが、この根拠を確認することができない。	住化武田農薬(株)	D51	誤記であることが確認されましたので、削除します。ご指摘ありがとうございました
55	4	類型6-4の対象農薬リストにおいて、イマザキン、クロマゾン、フェノキシカルブを追加し、イオドスルフロメチルを除外する必要がある。	小川邦彦	D55	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました
56	4	類型6-4に該当する農薬のうち、暫定基準値の記載のない作物を含むもの(シラフルオフエンのびわ、シロマジンのたけのこなど9カ所。本来、類型6-4が該当すると考えられるもの)がある。	小川邦彦	D55	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました
57	4	基準値案として示されている「0.01ppm」で健康を害するのか、また、基準が高く設定されているものについては、それ以内であれば健康を害しないのか。このような制度は農業者にも消費者にも納得できるものではなく、ヨーロッパに倣うのではなく日本は独自性をもつべきである。	浜地清春	D60	一律基準が適用される事例は、当該農薬等の使用が認められていない場合などであり、本来、農薬等の残留が想定されないものです。一方、一律基準をゼロとすることは、施行において実行不可能であることから、科学的に妥当な量を一律基準として設定しています。
58	4	ADIが設定されている農薬については科学的なデータに基づきリスク評価が行われていることから、個別の農産物ごとの残留基準が設定されていない場合にも、一律基準を適用するのではなく適正な基準値を設定してほしい。海外基準の参照にあたっては、ADIの範囲内において諸外国ですでに認められている高い基準を採用してほしい。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	D64	残留基準は、農薬の適正な使用に基づき設定されるもので、一方、一律基準は、使用が認められない農薬や農産物に対し適用されず。従って、ADIの範囲内で「適正な基準値を設定」することは困難です。また、個別の農薬について、「ADIの範囲内で諸外国で既に認められている高い基準」を検討し採用することは困難です。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
59	4	食品添加物として指定されている農薬等に関しては暫定基準の対象にしないとされているが、レモン果皮を加工食品の原料に用いることなどに関連する安全上の問題を考慮して然るべき措置を講じるべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	食品添加物として適正に使用されている限り、安全上の問題は生じないと考えています。
60	4	各食品別のMRLはADIと摂取量により自ずと定まるものと考えますが、最終案で示された基準値は外国基準を参照したり、登録保留基準を採用するなど、科学的・論理的な基準値とは言い難いものがあると考えます。今後、日本の食生活に即した科学的・論理的な基準値設定への努力をお願いしたい。	(社)日本果汁協会	D83	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)
61	4	パプリカパウダーについて、その他のスパイスとする場合、乾燥重量10分の1とすると以下の農薬(別添略)について超えてしまうので考慮してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	パプリカ(ジャンボピーマンを除く。)については、「その他のなす科野菜」の分類することとします。
62	4	提案された基準をモニターするバリデートされた試験法が一般的に利用可能でない。さらに、いくつかの物質については、検出限界が基準値となっている。お茶はとても難しいマトリクスを持っている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	試験法に関しては、平成15年度より3年計画で検討を進めており、経過等についてはホームページにて公表してきたところです。基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。
63	4	スパイス(チリペッパー)のMRLについて、スパイスのMRL(提案された暫定MRLを含む)が37回CCPRで採択されている(別添A)。乾燥チリペッパーとスパイスがステップ5で検討されている(別添B)。インドで登録されている以下の農薬(別添C)について、日本の暫定基準のリストにない。(別添A~C略)	スパイスボード(インド)	F4	コーデックス総会で採択された基準値については、反映させることとします。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
64	4	米国やその他の国の緊急的な基準についても、迅速に検討し、暫定的に受け入れるシステムを作るべき。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	残留基準の設定を行う際には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行うことが必要であり、諸外国の基準を緊急的にそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われているところですが、我が国に輸出される食品について農薬等がある程度残留する可能性があり、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
65	4	現在、インドでMRLが設定されている、あるいは設定される予定である基準値について、貴省が公表しているポジティブリストに含め、基準値を設定してほしい。	在日インド大使館	G11	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
66	4	ほうれん草と枝豆について、台湾では以下の農薬について基準値があるので採用してほしい。	台北駐日経済文化代表	G5	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
67	4	1. 大豆、コーヒー、かんきつ類について、基準の定められている成分の違いや、ブラジルの基準値が日本の基準値よりも大きなものがある。 2. 特に、シプロコナゾール、エポキシコナゾール、フルキンコナゾール、フルトラニル、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、テトラコナゾール、ピラクロストロビンなどの殺菌剤について大豆やコーヒーに登録されているが、これらブラジルで汎用されているものについて、日本の基準がない。 3. ブラジルは、90年代からコーデックスに参加し、国として科学的評価に基づきMRLを定めてきた。日本は米国など科学的評価に基づき基準を設定している国の基準を受け入れるとしている。私たちは、ブラジルのMRLについても日本の厚生労働省が同様に受け入れ、暫定基準としてブラジル基準値を採用すべき。(別添リスト略)	ブラジル政府	G8	暫定基準の設定にあたっては国際基準を基本としており、国際基準などがない場合科学的根拠に基づき基準を設定し我が国の要請に対し協力を申し出た米国、EUなど5カ国(地域)の基準を採用したものです。要請がある農薬については、根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
68	4	家さんの筋肉に基準が設定されているいくつかの汎用されている農薬等について、コーデックスのMRLを下回っている。(別添リスト略)これらについて、コーデックス基準に整合させるよう要求する。	ブラジル政府	G8	ご意見の全ての物質について、コーデックス基準が確認できないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
69	4	カカオ豆について、エクアドル国内で汎用されているいくつかの農薬(別添略)について、2国間の利益のため、当方から提案する数値に変更して頂きたい。	エクアドル共和国大使館	G17	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
70	4	実際に検査等で運営するにあたり、基準値案の項目の定義が明確でないので、何らかの形での記載が必要であると考える。 たとえば、畜産物の項目で牛について見ますと、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部分に分かれる、食用部分については前の4つの部位以外のことを示すのか、それともほかに意味があるのか。また霜降り肉の様に筋肉内に脂肪が混在している検体も筋肉としての基準値が適用されるのか、明確にしていきたい。 特に脂肪については、その基準値は脂肪組織又は脂肪部分の全重量 当たりの濃度と理解しているが、それでよろしいか。というのも昭和62年8月27日付衛乳第42号の通知では暫定基準が脂肪中濃度で示されているため、筋肉であろうが脂肪組織であろうが、溶媒で抽出した脂肪当たりの濃度で評価される。そのため今回の暫定基準値の脂肪については、脂肪中濃度と混同しやすいことから、説明が必要である。	東京都健康安全研究センター	D31	「食用部分」については、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓を除く食用に供されるされる部分を示します。 「筋肉」については、食肉中の筋肉部分に適用されることから、分析に当たっては食肉中の脂肪部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat」や「muscle」が該当します。 また、「脂肪」については、食肉中の脂肪部分及び脂肪組織に適用されるため、分析に当たっては食肉中の筋肉部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat (fat 又は in the fat)」や「fat」が該当します。
71	4	暫定基準にコーデックス基準を採用していない事例について、その理由を示されたい	中国政府	G19	暫定基準については、2005年7月に開催されたコーデックス総会で最終合意された基準については、すべて採用することとしており、最終案の中で未だ反映されていないものについても最終的に修正することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
72	4	暫定基準の設定に当たり米国等の5カ国を参考に行っているが、食生活の似た東南アジア諸国も参考国とするべきである。中国では科学的評価に基づき137の農薬、92の動物用医薬品について残留基準を設定した。是非、これら基準を参考にすべく、中国を参考国として採用されたい。	中国政府	G19	JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申出のあった5カ国(地域)(※)(平成15年4月11日に開催された食品輸入円滑化推進会議において在京各国大使館へ通知し協力の申し出があった国)の基準を参考に、暫定基準を設定することとしたところです。 ※米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランド
73	4	一部の暫定基準に5カ国の参考国の基準の平均を採用しているが、科学的ではない。参考国の基準の最大値を採用すべきである。	中国政府	G19	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、協力の申し出のあった国の基準を参考にすることとしました。その際、複数の国に基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、WTOの中でいずれの基準も有効なものとして取り扱われていることなどから、その平均値を採用することとしたものです。
74	4	暫定基準の設定に関し、様々な方法で行っており、一貫性がない。例えば、DicofolのショウガについてEUとニュージーランドの基準があるのに平均をとらず、EUの基準を採用している。また、Diflufenicanに関しては、オーストラリアの基準を全く採用していない。	中国政府	G19	暫定基準は、①国際基準であるコーデックス基準、②国内の農薬取締法に基づく登録保留基準(動物用医薬品にあつては、薬事法に基づく承認時の定量限界等、飼料添加物にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定時の定量限界等)、③JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定し、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国の基準を参考にし、一定のルールで設定を行っています。また、ご指摘の事例について、ジコホルのショウガに関するニュージーランドの残留基準が3mg/kgとの記載がありますが、これは果実及び野菜の基準であり、ショウガは含まれていません。また、ジフルフェニカンに関しては、既にオーストラリアの基準を反映したものに修正しています。
75	4	同類の食品の残留基準における差について説明されたい。	中国政府	G19	食品分類間での基準値の違いに対する指摘ですが、残留農薬等基準の設定は、単に食品の摂取量だけでなく、農薬等の適正な使用に基づき行われるものです。我が国における残留農薬基準設定では、推定される農薬の摂取(暴露)量の合計と、環境中からの暴露量との和が、各種の毒性試験に基づいて設定されたADIの範囲内に収まるように基準を設定するのと考え方とっており、この考え方は国際的な考え方と同様です。なお、ポジティブ制度の導入に当たり、現行の基準については変更しておりません。
76	4	ヘキサフルムロン、ホキシム、エマメクチン安息香酸塩のように参照した基準が不明確なものがあるが、その設定方法を示されたい。	中国政府	G19	ご指摘の事例は設定ルールの類型6-4、6-5に相当するものです。類型6-4は一律基準までの分析が困難であるため、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。また、類型6-5は、一律基準未達の基準が一部の農産物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって基準を設定したものです。
77	4	暫定基準に現行の基準を採用しているものと採用していないものがあるがその根拠を示されたい。	中国政府	G19	これまでに設定されている現行の残留基準は、暫定基準として再設定されるものではありません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
78	5	オレンジの果皮とレモンの果皮について、これらは「その他のスパイス類」に分類されているが、「オレンジ」「レモン」の基準より低く設定されていたり、同じだったりするものがある。こういった項目に関しては、「オレンジ」または「レモン」の規格基準を満たした原料の実と皮を分別し、オレンジの果皮またはレモンの果皮を製造しても、果皮としては「その他スパイス類」の規格基準を超えてしまう可能性が非常に高い。この場合、「その他スパイス類」として即違法となるのか、それとも原材料である「オレンジ」「レモン」にさかのぼって適法性が判断されるのかわかり難い。以上のことから、柑橘類(皮)の基準を別途立ち上げていただきたい。	サントリー(株)	D1	オレンジの果皮及びレモンの果皮は、果実全体を対象として残留基準が設定されることから、当該加工食品の基準適合性については、原材料であるオレンジ若しくはレモンにより判断することとします。なお、みかんの果皮(いわゆる陳皮)については、「その他のスパイス」の基準を適用します。
79	5	「不検出」とされている農薬等において、果汁の取り扱いが不明確である。清涼飲料水の成分規格のヒ素、鉛、カドミウムも同じく不検出という規格基準であるが、その試験法は「湿式分解法:検体100g(希釈して飲料に供する清涼飲料水にあたってはその飲用に際して希釈する倍数の値で、濃縮した原料用果汁にあたってはその濃縮した倍数の値で100gを除いた量)を採り、…」となっており、濃縮した原料用果汁についてはストレートに戻した状態で試験に供することとなっている。「不検出」が規格基準である農薬等の試験法の濃縮した原料用果汁についてのサンプリング法も、同様に、ストレートに戻した状態で試験に供することとしていただきたい。濃縮状態で試験に供するのは、原料農産物を必要以上に高感度な分析方法で検査していることと同じであり、また不検出が規格基準である清涼飲料規格の分析方法とも整合性がとれない。濃縮果汁についての基準適合性の判断は全てJAS法上の基準Brix換算で行ってほしい。	サントリー(株)・(社) 日本果汁協会	D1・ D83	加工食品の基準適合性の判断は、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、濃縮倍率は考慮することとなります。また、基準への適合性を判断する方法としてJAS法上の基準Brix換算が適切か否かについては慎重に検討する必要があると考えます。
80	5	主原料を対象にした制度にするようQ&Aで指導して頂きたい。 ① 一般に加工食品においては、使用される調味料等の副原料を加えると数十種類に及びます。これらの原料の全てについて、このポジティブリスト制を適用するとすれば、調査のみで多大の時間を要し精度の高い対応は不可能と考える。 ② 食品加工の実態から判断し、原料として使用量が5%以下のマイナー原料についてより、主要原料を中心に対応するよう、Q&Aに記載して頂きたい。安全性の確保の観点からもこの方が有益と考える。	日本エキス調味料協会	D10	加工食品における残留農薬対策は、従来と同様に、基準に適合する原材料を使用することが原則です。加工度の高い加工食品では調査範囲などが広範になりますが、違反事例の有無、残留の蓋然性などを参考に管理を行うべきと考えます。
81	5	加工食品について、水分濃縮や抽出による農薬等濃縮、移行に伴う残留農薬等の含有量の扱いについてどのような考え方で対応するのかご教示願いたい。インスタブラクティー(IBT)・インスタグリーンティー(IGT)は茶葉の可溶性成分を抽出し濃縮後にスプレードライヤーなどで乾燥させた加工食品である。この場合、濃縮果汁と同様に濃縮係数を乗じる方法で可能と認識して宜しいか。可能な場合は濃縮係数をご教示の上、明文化頂きたい。(日本紅茶協会としては、濃縮係数として3.5を提案する。)	三井物産株式会社・ 社団法人日本植物油協会・日本紅茶協会・Northwest Food Processors Association・Sino Analytica	D17・ D28・ D80・ F28・ F31	加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしていますが、個別の農薬・農産物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
82	5	加工食品等の国際規格については、機械的に国際規格を採用せず、日本の食習慣にあうよう、基準を見直すべきである。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定にあたっては、我が国がWTO条約に加盟することから、国際基準であるコーデックス基準を基本としたものです。コーデックスにおける残留農薬基準の設定においては、各地域の食品摂取量に基づく評価を行っています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
83	5	大豆から外皮を取り除いたものを加工すると、「大豆油」と「脱脂大豆」に分かれる。「大豆油」は粗製・精製共に加工食品基準に入っており61品目となっているが、「脱脂大豆」はこの範囲に入っていない。従って、「小麦粉」と「小麦ふすま」が基準値として存在する小麦と同様に考えると、「脱脂大豆」を加工食品の基準に入れることが妥当と考える。	鹿沼 伸	D23	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。脱脂大豆にはコーデックス基準が設定されていないことから、暫定基準は設定しません。
84	5	食品の加工工程での農薬等の消長について研究を実施して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	加工食品に残留する農薬等に関して、加工工程での増減や加工食品中の残留などについて、実態調査を実施することとしています。
85	5	ゼラチンの原料である、牛や豚の骨や皮は、「牛の食用部分」「豚の食用部分」に含まれると考えてよいか。	日本ゼラチン工業組合	D26	基本的にご意見のとおり判断するものと考えます。なお、皮に脂肪等が付着している場合については、脂肪等の残留基準が適用されるものと考えます。
86	5	魚類においても、組織毎に農薬の残留は異なると考えられるので、現行の残留規則を考慮した対象組織の設定や科学的に妥当な規制導入を望む。	日本ゼラチン工業組合	D26	魚類にあっては、分析法等の通知において分析する部位を明示することとしています。
87	5	ゼラチンは、骨、皮等に含まれるコラーゲン蛋白質を、温水で抽出したもので、一般的に、水分含量10%程度の乾燥品として流通している。ゼラチンのように、原料中の蛋白質を抽出し、濃縮、乾燥された製品については、骨や皮に設定される基準値ではなく、濃縮率を考慮した基準値を設定していただきたい。	日本ゼラチン工業組合	D26	ゼラチンについては、原材料である骨、皮等の基準適合性に従い判断を行います。この際は、濃縮率等を考慮し、ゼラチンから骨、皮に濃度を換算した上で判断することとなります。
88	5	骨、皮等から製造されるコラーゲンについても、ゼラチンと同じ基準値が求められると解釈している。この考え方でよろしいか。	日本ゼラチン工業組合	D26	ポジティブリスト制度においては、加工食品としてのゼラチン及びコラーゲンの基準は設定されていません。このため、コラーゲンについても、No. 87と同様に判断を行うこととなります。
89	5	加工食品の場合、別表3に記載された農薬以外が検出された場合には原料に遡って検討することになっているが、下記油脂についてはどの農産物の分類されるのかご教示願います。オリーブ油のオリーブ実、やし油のやし実、パーム油の果実、シアナッツ脂の実、カカオ脂のカカオ豆、亜麻仁油の亜麻仁 しそ油のしその実、ぶどう油のぶどうの種、パーム核油は「パーム核」、サル脂、シア脂、イリッペ脂なども「その他」の搾油原料種子から搾油されたものとして、搾油原料で「その他油糧種子」に含まれるものと判断してよいか。	社団法人日本植物油協会	D28	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
90	5	食用、精製油、粗油の植物油脂等に区分されていますが、範囲はどのように決まるのか。オリーブ油の「初絞り」は適当な名称ではないと考える。「ごま油」「なたね油」を粗精製に相当する状態で食用にするが、このような場合、扱いはどこに分類されるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	食用油脂については、日本農林規格等を参考に、規格基準としての名称を整備することとしています。なお、オリーブ油の「初搾り」については、「バージンオイル」と表記することとしています。
91	5	加工食品に暫定基準が設定されている農薬は、コーデックス等の基準が採用されているといわれていますが、油脂については濃縮あるいは希釈度合いの判断がわが国の実態とかけ離れていると思われる。具体的な例について言えば、なたねのグルホシネートは5ppmであるが、なたね油(粗油)では0.05ppmと規定されており、なたねの粗油を食するわが国の実態に照らして、この基準値を確保する油脂を製造することはできない。クロルメコートも同様である。このようなものに対しては、一般加工食品に準じて基準値を扱うように特例を適用して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	グルホシネートに設定されているなたねの基準は現行基準ですが、なたねに設定されているコーデックス基準も5ppmであり、加工行程を考慮した場合、矛盾はないものと考えられます。また、クロルメコートはいずれもコーデックス基準であり、矛盾はないものと考えます。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
92	5	<p>医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト〔昭和46年6月1日付薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」(現最終改正 平成16年3月31日付薬食第0331009号)別紙3〕(以下「非医薬品リスト」)に記載されている植物由来物について下記に示すように当該物が対応する暫定基準がある項目の範囲に含まれるようお願いする。</p> <p>①その他のゆり科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちゆり科植物由来のもの</p> <p>②その他のせり科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちせり科植物由来のもの</p> <p>③その他のきく科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちきく科植物由来のもの</p> <p>④その他のうり科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちうり科植物由来のもの</p> <p>⑤その他のあぶらな科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちあぶらな科植物由来のもの</p> <p>⑥その他の穀類:非医薬品リストに記載されているものうちイネ科の種子由来のもの</p> <p>⑦その他の豆類:非医薬品リストに記載されているものうちマメ科の種子又は果実由来のもの</p> <p>⑧その他のかんきつ類果実:非医薬品リストに記載されているものうちみかん科果実由来のもの</p> <p>⑨その他のいも類:非医薬品リストに記載されているものうち塊茎、塊根又は貯蔵根由来のもの</p> <p>⑩その他の果実:非医薬品リストに記載されているものうちかんきつ類以外の果実に由来のもの</p> <p>⑪その他のオイルシード:非医薬品リストに記載されているものうち搾油原料とする実又は種子由来のもの</p> <p>⑫その他のナッツ類:非医薬品リストに記載されているものうちオイルシードに利用される以外の種子等由来のもの</p> <p>⑬その他のきのこ類:非医薬品リストに記載されているものうち子実体、菌糸体又は菌核等由来のもの</p> <p>⑭その他の野菜:非医薬品リストに記載されているものうち他の分類群に属さない植物由来のもので、山菜などとして食経験のあるもの。</p> <p>⑮その他のハーブ類:非医薬品リストに記載されているものうち上記①～⑭に属さないもの(別添の表は省略)</p>	日本生薬連合会	D29	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
93	5	<p>農産物の基準値と加工食品の基準値について、整合性を図るべきである。</p> <p>(例1:マラチオンのトマトとトマト果汁)</p> <p>(例2:クロルピリホス及びフェナリモルのぶどうと乾燥ぶどう)</p>	株式会社アヲハタ	D48	マラチオンについては、既に加工係数が考慮されているので、最終案のとおりとします。クロルピリホス及びフェナリモルについては、整合性を考慮し、干しぶどうの基準を削除します。
94	5	<p>ハーブ・スパイスの定義について、「比較的少量使用される…」とあるが、数字が入っていないので、これに入るのかの判断が出来ないので、数字を出すべきだ。(例えば、一日摂取量で何グラムとか)</p>	株式会社アヲハタ	D48	ハーブ・スパイスの定義につきましては、平成17年3月28日の農薬・動物用医薬品部会において示したとおりであり、ここに示された52種類のスパイス及び61種類のハーブ以外の、いわゆる一般に呼ばれるスパイスあるいはハーブについては、従来とおり、「その他の〇〇科野菜」などとして分類されます。
95	5	<p>農産物とハーブ・スパイスの範囲について、用途により分類を変えるべきだ。</p> <p>例として、ユズ(果皮)は「その他のかんきつ類果実」から「その他のハーブ」に分類変更になるが、ユズ(果皮)を弊社では原料ユズを剥皮し、スライスし、ポイール・冷却後凍結しており、用途としてユズママレードの原料にしている。この場合、分類を農産物としての「その他のかんきつ類果実」にすべきである。(用途により分類を選択出来るようにすべきである。)</p>	株式会社アヲハタ	D48	スパイス等の分類については、コーデックスにおける食品分類を参考として設定したものです。なお、ゆずの果皮は「その他のかんきつ類果実」に分類することとします。
96	5	<p>加工食品の取扱に関して、多くの加工食品は単純に計算できる類のものではないことから、早急に代表的な加工食品についての残留データを収集すべきである。</p> <p>また、農薬等の残留は部位によって大きく異なり、農薬が偏って残留している部位(レモン果皮など)のみを用いて製造した食品では、残留基準に適合した原材料を用いて製造した食品であっても、安全上の問題が懸念される場合が考えられるため、加工食品については慎重な措置を講じるべきである。</p>	日本生活協同組合連合会	D69	加工食品の取り扱いについては、これまで加工食品における農薬等の残留実態調査を実施し、その結果を公表しています。今後も引き続き残留実態や加工工程における農薬の残留量の変動等について調査研究を実施することとしており、その結果を踏まえ必要な措置について検討していくこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
97	5	香料等の添加物はポジティブリスト制度の規制対象外であるが、香料には果実等から抽出した精油等が含まれる。 原材料が食品衛生法第11条第3項の基準に適合するものであれば、その原材料から製造した香料を使用した加工食品に、当該香料に由来する農薬が残留する場合であっても、当該加工食品は基準に適合していると判断して差し支えないか。	日本香料工業会	D70	香料の原料である食品において、残留基準に適合するものであれば、香料に由来する残留農薬については基準に適合するものと判断します。
98	5	加工食品の適否の目安の試算にあつては、原料からの採油率をもって換算するのが合理的と考えるが差し支えないか。	日本香料工業会	D70	当面、採油率を基準への適合を判断する際の目安としますが、個々の農薬・農産物により油への移行の度合いは異なることから、それらについて科学的な知見の収集などを行う必要があると考えています。
99	5	可溶性コーヒーやコーヒーエキスに対する残留基準値について、どのような方法を用いて換算を行うのか。	日本コーヒー飲料協会	D72	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安とすることとしています。
100	5	なし類の区分について、食べるに当たって追熟を要する「中国なし」については、「西洋なし」の範疇に含めていただきたい。	(社)日本果汁協会	D83	「中国なし」は日本の食品分類では「日本なし」に分類されます。
101	5	クランベリー加工品について、フレッシュ品の基準を単純に適用できないが、どのように判断したらよいのか。	クランベリー販売協会	F15	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安とします。
102	5	セクション18の基準を認めてほしい。	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会	F16・F21	米国におけるセクション18の基準値については、既に最終案に反映されています。
103	5	スペインでは、唐辛子はナス科野菜と分類されているので、その他のスパイスと分類しないでほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	とうがらしについては「その他のなす科野菜」に分類することとします。
104	5	加工食品の残留農薬の検査は加工工程を考慮すべき。	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)	F21	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められている場合を除き、原料となる農産物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程は考慮することとなります。
105	5	シーズニングとして使用されるペッパーをとおして食品から農薬が摂取されたとしても、さほど問題ではないといわれており、ペッパー(piper nigrum L:黒こしょう)はポジティブリストシステムに含めるべきではない。	ペッパーマーケティングボード(マレーシア)	F5	こしょうは「その他のスパイス」として基準値が設定され、ポジティブリストの対象食品に含まれます。
106	5	「高麗人参」及び「えごまの葉」は、食品分類のどこに分類されるのか明示願いたい。	韓国政府	G16	いずれも、「その他の野菜」に分類されます。
107	5	原材料の基準値をもって換算係数を適用し、加工食品の基準値違反を考える場合、濃縮される場合も希釈される場合も、等しく換算係数によって判断されるのか。諸外国では、希釈される場合には判断しないのが普通である。	アメリカ合衆国政府	G4	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農産物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。濃縮も希釈も考慮されることとなります。
108	5	加工食品の換算係数の情報、あるいは新しいガイドライン等が示された場合には、速やかにウェブサイトに公開されたい。	アメリカ合衆国政府	G4	重要な情報については、ウェブサイト等で公開していきます。
109	5.6	米国のばれいしょ加工食品に対する基準について、暫定基準として採用すべき。あるいは、換算係数を明示されたい。	American Potato Trade Alliance	F29	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。 また、加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしています。また、個別の農薬・農産物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
110	6	<クロマゾン> 米国の基準にある「Crop Subgroup 1-D」にはアーティチョークが含まれているので、アーティチョークに基準値0.05ppmを加えてほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	「Crop Subgroup 1-D」にある「Artichoke, chinese」(チヨロギ)は「その他の野菜」に、「Artichoke, Jerusalem」(キクイモ)は「その他のいも類」に分類され、「アーティチョーク」には分類されません。日本の「アーティチョーク」は、米国基準における「Artichokes (Globe)」が該当します。
111	6	<シペルメトリン> 米国において「ζ(ゼータ)シペルメトリン」の「Leafy Vegetables(except Brassica Vegetables)」 「Brassica Leafy」について基準値が設定されているので、反映してほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	前者の基準には、日本の「クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ~その他のきく科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜」が、後者については日本の「はくさい~その他のあぶらな科野菜」が該当します。これらはいずれも既に反映されています。
112	6	<イオドスルフロメチル> 最終案で、No61:イオドスルフロメチルは、小麦の残留基準が0.01となっているが、多くの農産物で類型6-4を適用し、残留基準を0.02としたのはなぜか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、イオドスルフロメチルでは小麦に0.01ppmの基準値が設定されており、類型6-4の適用に適さないと判断されることから、類型6-4を適用しないこととします。
113	6	<イマザキン><フェノキシカルブ> 個別暫定基準表で、No. 77:イマザキンが類型6-4で0.05ppm、No. 508:フェノキシカルブが類型6-4で0.05ppmとなっているが、これらの農薬は類型6-4にリストアップすべきでないか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
114	6	<カルベンダジム、ペノミル及びチオファネートメチル> 一部のオーストラリア、カナダ、EU基準値について、表から漏れているので採用してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリア、カナダにおける「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
115	6	<イマザモックスアンモニウム塩> カナダの基準値が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
116	6	<ホレート> 一部のコーデックス、オーストラリア、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値はいずれも、確認できないか、もしくは既に記載されています。なお、オーストラリアにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
117	6	<ボスカリド> 一部の米国、カナダ、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。
118	6	<プロクロラズ> 一部のコーデックス、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	牛の脂肪のEU基準についてはご指摘のとおり0.2ppmを追記します。それ以外についてはご指摘の基準値は確認できません。
119	6	<フルキンコナゾール> 一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「〇〇の脂肪」に該当するものと考えます。
120	6	<フィプロニル> 一部のコーデックス、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ご指摘ありがとうございました。
121	6	<ピンクロズリン> 一部の米国基準、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	米国基準につきましては、ご指摘のとおり修正します。ご指摘のEUの基準は暫定基準であり、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
122	6	<ピリメタニル> 一部の米国基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、米国基準にある「Onion, green」は日本の食品分類では「ねぎ」に該当するものと考えます。
123	6	<ドジン> 一部の米国、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	くるみの米国基準につきましてはご指摘のとおり修正いたします。EU基準につきましてはご指摘の基準値は確認できません。
124	6	<テメホス> 一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は確認できません。なお、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「〇〇の脂肪」に該当するものと考えます。
125	6	<テプラロキシジム>一部の米国基準が、設定されていないのに記載されている。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の事実は確認できません。
126	6	<ジメモルフ> 一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。なお、「Taro, Leaves」は、日本の食品分類では「その他の野菜」に該当するものと考えます。
127	6	<ジメテナミド> 一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	西洋わさびについては、ご指摘のとおり0.01ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
128	6	<シペルメトリン> 一部のコーデックス基準、米国基準、オーストラリア基準、ニュージーランド基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	チコリの米国基準については、ご指摘のとおり10ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
129	6	<ジフルフェンゾピル> 一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	これらの基準値は、全て平成17年7月31日付けで失効しています。
130	6	<クロルフェンビンホス> 一部のEU、オーストラリア基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。
131	6	<クロルフェナピル> 一部のEU、米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	EUの基準につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。米国における施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農薬には該当しないと考えられることから、0.01ppmという残留につきましては暫定基準を設定しないこととします。
132	6	<クレトジム・セトキシジム> オーストラリアにおけるクレトジムの基準値が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり修正します。ご指摘ありがとうございました。
133	6	<クロルデン> 畜水産食品の場合、クロルデンは多数の化合物から成りますが、コーデックスではトランス及びシスクロルデンと代謝物のオキシクロルデンの総和を採用しており、今回の暫定基準でも同じと考えてよろしいか。	東京都健康安全研究センター	D31	貴見のとおりです。ご指摘ありがとうございました。
134	6	<トリクロルホン> 家きんの卵、ウナギ目魚類、その他の魚類、魚介類、その他の動物等では、薬事法の定量限界や類型6-5の適用により、0.01ppm未満の非常に小さい値が基準値として設定されている。一方、第2次案に対する個別基準等に対する意見139にも示されたとおり、家きんの卵の場合、豪州における本化合物の家禽の卵に対する残留基準値が0.05ppmと設定されている。更に、JECFA及び米国FDA等により、曝露量の閾値として合理性があると評価されている1.5 µg/dayを基準に算出され、日本国民の食品摂取量を踏まえて安全性を管理する上で問題がないと考えられる値は0.01ppm(10ppb)であり、特に毒性に問題がない物質について、これ以下の基準で管理することには合理性が認められない。従って、これらの基準値については、一律基準案の値を設定すべきである、と考える。	バイエルメディカル(株)動物用薬品事業部	D32	ご指摘の基準値については、農林水産省から提出された薬事法に基づく定量限界に基づき設定されたものです。また、現行の管理基準が一律基準値として考えられる0.01ppmを下回るものがある場合、基準値が設定されていない食品について一律基準値を設定することは合理性がないため、ご要望にお応えすることは困難です。なお、ウナギ目魚類については、農林水産省より既提出の検出・定量限界値の訂正値が提出されたことから、基準値を修正することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
135	6	〈フェニトロチオン〉 乳は、2004年のJMPPR評価において、0.01ppmにMRLを変更する案が採択されている。コーデックス基準が0.01ppmに変更されることは確実と考えられることから、暫定基準案は0.01ppmが望ましいのではないのか。	住友化学株式会社	D33	ご指摘の基準値は、2005年のコーデックス総会において採択されておりませんので、参考にしません。
136	6	〈フェンピロキシメート〉 ネクタリン及びマンゴーの現行基準値は、いずれも1.0ppmの誤りではないのか。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございます。
137	6	〈ブプロフェジン〉 米国において、2005年4月8日に基準値が追加され・発効したので、その分について暫定基準値表に反映させるとともに、暫定基準値を米国基準に訂正してほしい。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、米国において基準が追加されましたので反映させることとします。ただし、暫定基準の設定は、規定の設定方法により行っているため、レタス以外は暫定基準値としては採用しません。
138	6	〈オクタクロジプロピルエーテル〉〈イソカルボホス〉 オクタクロジプロピルエーテル及びイソカルボホスは、中国において茶の生産に使用されているので、ポジティブリストに加えてほしい。また、基準値の設定をお願いする。	山陽商事株式会社	D35	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストで基準が設定されていない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象です。 暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定しています。 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
139	6	〈MGK264〉 米国において基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。(米国でのアーモンドに係る残留基準: 10ppm)	ブルーダイヤモンド・アーモンド・growers日本支社	D38	米国において基準が設定されている、牛、豚、羊、山羊、馬の脂肪及び乳脂肪につきましては、ご指摘のとおり修正します。ただし、施設の衛生管理の目的で使用される化学物質として設定された10ppmという残留基準は、農薬として使用される基準とは異なるものであり、本制度の暫定基準としては採用しないこととします。
140	6	〈グルタチオン〉 動物用医薬品(水産用:スズキ目魚類)として用いられているグルタチオンはポジティブリスト最終案において暫定基準値が設定されていない。グルタチオンは人間を含む動植物の組織中に広く含まれていることが知られているが、今回、グルタチオンの暫定基準が設定されなかったという事は、当該物質が暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質に該当すると理解してよろしいか。	協和発酵工業株式会社	D45	ご指摘の物質については、食品に自然に含まれる物質として取り扱うこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
141	6	<p><ドラメクチン> コーデックスで設定されている豚の筋肉のMRLは、注射部位の筋肉への残留を考慮せず、通常の筋肉へのドラメクチンの残留に基づいている。一方、日本で求められる休薬期間設定のための残留試験では、一番長く残留するであろう筋肉＝投与部位で、その残留分析をすることが求められている。すなわち、コーデックスでは筋肉のMRLの設定にあたり、注射部位の筋肉への残留を考慮していないため、このコーデックスのわが国の一律基準(0.01 ppm)よりも低い値を日本での基準値案とすることは適切ではないと考えられる。さらに、筋肉の摂取にあたっては、通常の筋肉を摂取することに比べて、投与部位の筋肉を摂取する可能性は極めて低いため、通常の筋肉と注射部位の筋肉のMRLを同じとすることは妥当ではないと考える。したがって、日本における豚の筋肉におけるMRLは、注射部位の筋肉と通常の筋肉の残留は異なることを考慮し、EUと同じ0.02 ppmとしていただきたい。</p>	ファイザー株式会社	D5	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWT Oに加盟していることを踏まえ、コーデックス基準が設定されている場合にあっては、優先的に採用することとしています。なお、農林水産省における休薬期間の設定は、投与部位も含めた残留基準への適合性を確保する観点から行われているものと認識しているところです。
142	6	<p><ジチオカルバメート>の基準に関すること。 ミルネブについて、ジチオカルバメートの二硫化炭素法による分析を実施した場合にはミルネブおよびその代謝物・分解物に由来する二硫化炭素も検出される。ミルネブ自体は別の分析法により定量できるが、その代謝物および分解物については定量できないため、ジチオカルバメートの定量値に影響を及ぼすことが考えられる。 特に「かき」については、ミルネブの基準値、ジチオカルバメートの基準値の両方が設定されていることから、ミルネブの影響を排除できる手法、もしくはミルネブの影響が問題にならない程度の基準値を設定していただきたい。さらに、二硫化炭素法により検出されるチアアジアジン(ミルネブ)も登録されており、残留基準にマンゼブの登録保留基準を採用することは不合理である。 ジチオカルバメートの基準については、はくさいについてもバックグラウンドを加味した暫定基準値を設定していただきたい。</p>	三共アグロ(株)・クミアイ化学工業(株)、大内新興化学工業(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、ダウケミカル日本(株)	D52・D81・D87	ジチオカルバメート系農薬については、CS2法を採用せず、各個別物質についてHPLC法によって測定することとしているのでバックグラウンドを考慮する必要はないものと考えます。HPLC法ではミルネブの代謝物がミネルブと同時に測定されることはなく、分離測定できるものと考えます。したがって、ジチオカルバメート系農薬の基準値については、最終案でお示ししたとおりとします。
143	6	<p>諸外国で一般的に使用している農薬であるにもかかわらず、最終案に含まれていない以下の農薬について、基準の設定を求める。 クロルベンズロン、イソカルボホス、マトリン、ウルバシド、ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトシニン、monosodium methylarsonate、blufosinate ammonium、テルブチラジン、メルカプトチオン、nitrofoska foliar、スルフルアミド、curprous oxide、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、チオシアン酸アンモニウム、D-D</p>	フロンティアーズ株式会社	D53	それぞれの物質に係る評価資料、ADI、使用方法、作物残留試験成績の概要について提供があれば、基準設定を検討することとします。なお、monosodium methylarsonateはヒ素として残留するものであり、ヒ素としての残留基準値が適用されます。
144	6	<p><チオファネート> チオファネートにはチオファネートメチルの基準が適用されるのか。</p>	フロンティアーズ株式会社	D53	チオファネート(チオファネートエチル)については、チオファネートメチルの基準に含むものと考えます。
145	6	<p><スルホサート> グリホサートにはグリホサート(Glyphosate)の基準が適用されるのか。</p>	フロンティアーズ株式会社	D53	グリホサートの基準値には、スルホサート由来のものも含まれます。
146	6	<p><エスフェンバレレート> エスフェンバレレートにはフェンバレレートの基準が適用されるのか。</p>	フロンティアーズ株式会社	D53	フェンバレレートの基準値には、エスフェンバレレート由来のものも含まれます。
147	6	<p><カルタップ、ペンスルタップ及びチオシクラム> カルタップ、ペンスルタップ及びチオシクラムの茶の暫定基準値を登録保留基準の25ではなく、30とした根拠が不明である。</p>	住化武田農薬(株)、日本化薬(株)、アリストライフサイエンス(株)	D54	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、25ppmは30ppmとしたものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
148	6	下記の物質の目次における分類について記載に誤りがあるのではないかと。 テトラサイクリン系抗生物質、クロピドール、チアムリン、パルベンダゾール	小川邦彦	D55	クロピドールにつきましては、米国の動物薬の基準を参考とし、農産物にも基準を設定したものです。その他の3物質については、ご指摘のとおり修正します。
149	6	<スピロジクロフェン> 2005年7月13日付けで米国EPAにより残留基準値が告示されたので、上記農薬に暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
150	6	<テブコナゾール> 米国において、だいずについて緊急条項による暫定基準が設定されたことから、暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
151	6	<フェナミホス> フェナミホスのきのこ類の基準値について、豪州のMushroomsの基準値をしいたけ及びその他のきのこ類についても参照していただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	オーストラリアの「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
152	6	<塩化銅> 塩化銅はポジティブリスト対象外の物質と考えて良いか。	日本シイベルヘグナー(株)	D57	無機銅(銅としての残留)は、対象外物質となります。
153	6	<センデュラマイシン> 残留しやすい部位といわれている肝臓、腎臓よりも厳しい基準を「鶏の食用部分」「鶏の筋肉」「その他の家きんの筋肉」に対して設定しているが、その根拠が不明であり、基準値を0.2ppmと改訂してほしい。	ヒプロ日本事務所	D58	「鶏の食用部分」については、農林水産省から提示された薬事法における定量限界値をもって、設定したものです。また、「鶏の筋肉」については、参考とする諸外国の基準を参考としたものです。また、「その他の家きんの筋肉」については、残留性が「鶏の筋肉」と同様と考えられることから、その値を採用しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
154	6	<ピノキサデン> 2005年7月に米国EPAにより残留基準値が告示されたので、暫定基準に反映させてほしい	日清製粉株式会社 シンジェンタジャパン株式会社	D59 D63	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
155	6	<シアナミド及び石灰窒素(カルシウムシアナミド)> 土壌中で完全に分解され、残留性が無いことから、ポジティブリストへの記載は必要の無いものとする。	デグサ ジャパン株式会社	D61	シアナミドについては、一般的に考えて残留が少ないと考えられること、一部植物では、植物体内で生合成されること、肥料としての用途もあり、農薬としての用途としてのみの管理は難しいことを踏まえ、暫定基準としては設定しないこととします。
156	6	<テトラサイクリン系抗生物質> はちみつで0.3ppmという基準値が設定されているが、花粉やプロポリスについては記載がなされていない。花粉やプロポリスについても輸入の際にははちみつと同様にテトラサイクリン系抗生物質の自主検査を実施するように検疫所より指導されることから、ポジティブリスト制度下でも基準を設定するべきではないか。	FLPジャパン・リミテッド	D62	花粉やプロポリス(蜜蝋)については、参考となる基準が諸外国を含め設定されていないことから、従来の抗生物質の規定が適用されることとなります。なお、ミツバチに対する薬剤使用に関しては、採蜜時期における使用は原則ないものと認識しています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
157	6	<p><エマメクチン安息香酸塩> 類型6-5を適用せず、基準を定めていない食品については一律基準(0.01ppm)を適用してほしい。理由は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドの基準値作成の根拠となっている分析対象化合物は日本の分析対象化合物より少ない。 ・日本における告示分析法での定量限界は野菜0.01ppm、茶0.05ppmとなっている。 ・一律基準を大幅に下回る基準値を設定することで、農業使用者等が本剤に対して安全性に対する誤解を生じるおそれがある。 ・ニュージーランドにおいてもpome fruits あるいはkiwi fruit以外の基準値を設けておらず、使用対象の作物でない作物に対しては統一的な取扱(一律基準)を適用していると考えられる。 	農林水産省・シンジェンタジャパン株式会社	D63・D87	日本とニュージーランドにおける分析対象化合物の差異を考慮し、本物質に限り通知で示した試験法の検出限界である0.01ppm未満の基準値の設定はせず、類型6-5の適用は行わないこととします。
158	6	<p><ジカンバ> 米国の基準値を反映し、ジカンバのえだまめの基準値に10ppmを採用してほしい</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
159	6	<p><シロマジン><シマジン> 米国やEUの基準値を反映し、シロマジンのその他のあぶらな科野菜の基準値を13ppmとし、シマジンの魚類の基準値を12ppmとしてほしい。</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、四捨五入して基準値を設定したものです。
160	6	<p><シプロコナゾール> 近年ブラジルではだいたいの「さび病」が問題となっており、防除のためにシプロコナゾールが使用されている。作物残留試験成績等の資料を提出するので、ブラジルの基準値を反映し、本剤のだいたいの基準値として0.05ppmを設定してほしい。</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、採用することとします。
161	6	<p><チアベンダゾール> コーデックス基準を反映し、チアベンダゾールの基準値を以下のとおり設定してほしい。また、脚注の「チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和として」は畜水産物のみが該当であるため、その旨を追記してほしい。 ばれいしょ15ppm、アボガド15ppm、マンゴー5ppm、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ及びびわ3ppm</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	殺菌剤であるチアベンダゾールのポストハーベスト農薬としての使用は、日本の法律下では食品添加物に該当するため、残留農薬暫定基準としては参考としないこととしています。なお、脚注の記述については、ご指摘のとおり修正します。
162	6	<p><チアメトキサム> 「なつみかん」および「なつみかんの外果皮」の基準は、「なつみかん果実全体」の基準値があることから不要と考える。</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
163	6	<p><ピメトロジン> 現在、EU基準値は暫定で設定されているが、本年12月以降本基準に移行する予定であることから、参考基準として扱ってほしい。</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
164	6	<p><ホメサフェン> カナダのDry beansの基準を反映し、小豆類の基準として0.05ppmを設定してほしい。(手亡豆(いんげん)について、当該基準を根拠とし、日本への輸出実績がある)</p>	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ホメサフェンのカナダの基準値については、ご指摘のとおり修正いたします。
165	6	<p><シアン酸塩> 平成7年に農薬登録され、除草剤・枯凋剤として使用されているが、最終案中に記載がない。シアン酸は植物体内に通常に存在するものであることを考慮し、残留基準設定の対象外物質としてほしい。なお、オーストラリアでは、シアン酸塩は登録されており、MRLは設定されていない。</p>	日本ヒドラジン工業株式会社	D65	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。シアン酸塩は登録保留基準、あるいは海外基準もなく、残留の可能性が低いと考えられることから、暫定基準を設定しないこととし、自然に含有する物質として取り扱うこととします。
166	6	<p><4-クロロフェノキシ酢酸> 「乳(脂肪)」に基準値が設定されようとしているが、「乳」には設定されていない。この場合「乳」には一律基準が適用されることになるのか。</p>	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘の場合については、乳の基準適合性を乳脂肪の基準値をもって判断するものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
167	6	<メロキシカム> 類型6-4に分類されているが、牛乳に対する暫定基準値として0.01ppmが設定されている。牛乳においては他の畜水産物と異なり、0.01ppmまで検査可能ということか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘のとおり、メロキシカムについては0.01ppmの検査が可能であることが判明したため、類型6-4を適用しないこととします。
168	6	<臭化メチル> 臭化メチルの基準値案について、最終案では55品目において二次案よりも小さな数値になっている。この理由について、説明をいただきたい。(一次案から二次案への変更の際には、説明があった。)	メチルプロマイド工業会	D68	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
169	6	<臭素> くるみについて、米国、EU、NZの基準の平均値をとって130ppmと定められているが、米国基準の200ppmを採用すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
170	6	<マラカイトグリーン> マラカイトグリーンはポジティブリスト案ではリストに記載されないため、0.01ppmの一律基準が適用されるが、現行基準では「抗菌性物質は含有してはならない」(検出限界 0.005ppm)として運用されている。マラカイトグリーンについては、現行規制と同等の基準となる運用を望むとともに、現行基準の緩和となるこのような事例について再度点検を行っていただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	マラカイトグリーンは化学的合成品たる抗菌性物質であり、暫定基準が設定されないことから従来の「含有してはならない」の規定が適用されます。 なお、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについては、規格基準の検討を行うに当たり、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところです。
171	6	<プロベタンホス> 牛乳には基準値が設定されていないが、「薬事」として基準値が設定されている「牛の筋肉」等と同様、国内で残留試験が実施されている。この試験における検出限界が0.02ppmであり、現在の案のまま一律基準が適用された場合、当該検出限界を下回る残留分析法がないことから、残留試験が実施できなくなる可能性がある。従って、牛乳についても、暫定基準0.02ppmを設定してほしい。	三共ライフテック株式会社	D7	ご指摘の点は、農林水産省より追加の検出・定量限界値が提出されたことから、乳についても暫定基準を設定することとします。
172	6	<トリアジメホン><トリアジメノール> 暫定基準について、経過措置の承認を得て使用の許可がなされているものや作物残留試験結果を考慮し、改めていただきたい。(茶について、作物残留試験結果添付。他の食品については、現在実施中)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	いわゆるマイナー農産物として農業登録がなされているものについては、ご指摘のとおり事情を考慮することとします。また、作物残留試験成績の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性がある指摘されたものについては、作物残留試験成績を精査し、修正します。
173	6	<イミダクロプリド> ネクタリンに対する基準については、現在、適用拡大申請中であり、作物残留試験結果からコーデックス基準ではなく現行の登録保留基準(1ppm)を採用すべきである。(作物残留試験結果添付) 農林水産省においてマイナー作物として経過措置承認がなされていることから、登録保留基準を参考に暫定基準に設定してほしい。	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	マイナー作物として承認がなされているものにつきましては、作物残留試験成績を精査し、暫定基準を設定します。農業取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。
174	6	<イミダクロプリド> イミダクロプリドのパッションフルーツに対する暫定基準については現在登録申請用の試験を実施中であり、コーデックス基準ではなく、現行の登録保留基準(3ppm)を採用すべきである。なお、当該作物の登録保留基準値が1ppmとされているが、当該作物は分類上「小粒果実類」であり、したがって3ppmとなるため訂正いただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	農業取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。なお、パッションフルーツの分類については、ご指摘のとおり修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
175	6	<グルホシネート> 乳肉全般に対する暫定基準値については、非組換え作物の摂取を根拠としているコーデックス基準を採用しているが、組換え作物の摂取を考慮している米国の基準値を採用することが妥当であるとする。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、優先的にコーデックス基準を採用するものです。なお、コーデックス基準がない脂肪については、米国基準を採用しています。
176	6	<トリフロキシストロビン> 諸外国の基準値を参考に暫定基準の見直しをしていただきたい。(米国のFederal Register、EUのCommission Directive、カナダのRegulatory Noteを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	米国の大豆基準値につきましては、ご指摘のとおり反映します。御指摘のカナダの基準値(緊急基準値も含む)は、法的に登録される前の暫定基準値であり、法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしていません。また、EUの暫定基準値についても、現時点では法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしていません。
177	6	<スピロメシフェン> 米国において残留基準が設定されたので、暫定基準の設定をお願いしたい。(Federal Registerを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)・American Potato Trade Alliance	D71・F29	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
178	6	南アフリカ等における落花生への使用実態を考慮し、下記の農薬等について暫定基準の設定をお願いしたい。 エポキシコナゾール、フルシラゾール、DIMETHENAMID-P、FLUAZIFOP-P-BUTIEL、フルフェナセット、FLUMETSULA+S-MOC、FURFURAL、ピリミカルブ、HALOXYFOP-R-METHYL、HALOXYFOP-R-METHYL ESTER、FENOXAPROP-P-ETHYL、パクロボトラゾール、CUPROUS OXIDE、アセトクロール	株式会社トーマン 落花生輸入商社協議会	D73 D77	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
179	6	<テトラサイクリン系抗生物質> ハチミツに対するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準値はEUやイギリスの基準を考慮するとゆるすぎるのではないかと。ハチミツ愛好家の中には一日当たり50g以上消費する人もいますので、この点も考慮していただきたい。	(株)養蜂研究所	D79	ハチミツの暫定基準は、海外基準である豪州の基準を参照したものです。なお、基準値に関しては、マーケットバスケット調査等の摂取実態調査結果等に基づき、優先順位を付して見直すこととしています。
180	6	<ジチオカルバメート> ジチオカルバメートについては輸入実態やバックグラウンドを、スピノサド及びメトキシフェノジドについては、2005年7月のコーデックス会議で設定された値を考慮し、暫定基準値を改めてほしい。	ダウケミカル日本株式会社	D82	ジチオカルバメートについては輸入実態を考慮する状況にはありません。また、バックグラウンドについては、No.142を参照してください。スピノサド及びメトキシフェノジドについては、コーデックス基準として設定された値に準じて修正します。
181	6	<テルブティラジン> ミネラルウォーター類で基準値が設けられているテルブティラジンについては、ぶどう産地であるフランスやドイツで0.1ppmの基準が設定されている。本剤について暫定基準を設定し、類型6-6として「ぶどう」にこの値を採用願いたい。	(社)日本果汁協会	D83	EUの基準に当該物質についての基準がなく、また作物残留試験成績などの提出もないため採用できません。
182	6	<プロピコナゾール> プロピコナゾールについて、米国EPAが2005年7月27日に大豆サビ菌用殺菌剤(緊急時免除)として基準を告示したので考慮してほしい。	アメリカ大豆協会	F1	ご指摘のプロピコナゾールにつきましては、既に基準が設定されており、今回基準を設定する品目の対象ではありません。
183	6	<アセタミプリド> アセタミプリドのホップには、チェコで農薬登録がなされている。チェコ基準値である2ppmを設定してほしい。	チェコ政府	G15	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
184	6	＜アセタミプリド＞＜フィプロニル＞＜シアナミド＞＜ニトロフェノール＞ ホップの基準について、それぞれ作物残留試験成績を提出する。この試験成績を参考に、チェコ基準値であるアセタミプリド2ppm、フィプロニル0.1ppm、シアナミド0.1ppm、ニトロフェノール0.1ppmの基準を設定してほしい。	ホップ生産協会 (チェコ)	F10	アセタミプリド及びフィプロニルについては、ご提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、暫定基準を設定するための情報として不足していたことから、採用できません。また、試験成績が提出されていない物質につきましては、採用できません。また、シアナミドにつきましては、No.155を参照してください。
185	6	＜フルトリアホール＞ フルトリアホールについて、ブラジルにおける作物残留試験成績を提出するので、ブラジル基準値である大豆0.1ppmの基準を設定してほしい。	ケミノバ(デンマーク)	F11	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、ブラジルの基準を採用することとします。
186	6	＜キャプタン＞＜マンゼブ＞＜亜リン酸＞ キャプタン、マンゼブ、亜リン酸の基準(0.03、0.1、設定されていない)について、オーストラリアの基準と同じにしてほしい。	アーモンドボード (オーストラリア)	F12	キャプタン、亜リン酸(最終案では「ホセテル」に含有)につきましては、既に記載されています。マンゼブにつきましては、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
187	6	＜マンネブ＞＜臭素＞＜リン化水素＞ 殻付き、殻なしのクルミについて、USのセクション18でマンネブ8ppmが認められている。 また、殻付き、殻なしのクルミについて臭化メチル200ppm、リン化水素0.1ppmとしてほしい。	カリフォルニアくるみ協会	F14	マンネブの米国Section18基準は、0.05ppm(マンネブ換算)です。リン化水素、臭素については、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
188	6	＜インドキサカルブ＞ クランベリーについてUSのセクション18でインドキサカルブ0.5ppmが認められているので採用してほしい。	アメリカ合衆国政府・クランベリー販売協会	G4・F15	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
189	6	＜ANA、ANA AMIDA、ブトラジン、硫酸銅、Copper Oxychloride、Cuprose oxide、Quinosol、硫黄、チラム、ζ(ゼータ)シペルメトリン＞ これらの農薬について、リストへの記載がないので記載してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	①パプリカについては、作物残留データ等がなく、基準値を採用できません。 ②ANA、ANA AMIDA等は、農薬名の確認ができません。 ③チラムは、ジチオカルバメートとして基準が定められています。ゼータシペルメトリンは、シペルメトリンとして基準が定められています。 ④硫黄は本制度の対象外物質になります。
190	6	＜ジクロロポス＞ ①基準はコーヒー豆ではなく、コーヒー加工品につくるべき。 ②コーヒー生産国に照会し、2011年にポジティブリストを見直すべき。 ③各コーヒー生産国に対して、ポジティブリストに載っている試験法を示してほしい。 ④コロンビアではディルドリンやエンドリンは規制している。 ⑤EDBとパラコートについても規制している。 ⑥グリーンコーヒービーンへの直接使用はリン化水素のみ認めている。 その他以下の農薬について、基準がないのでグリーンコーヒービーンの基準を提案する。 また、ジクロロポスについて、グリーンコーヒービーンの基準を0.2から2ppmに引き上げてほしい。	National Federation of Coffee Growers of Colombia	F19	①他の農薬との整合性もあり、コーヒー豆の基準としています。 ②暫定基準については、計画的にリスク評価を行うこととしているが、ポジティブリスト制度そのものを見直す予定はありません。 ③試験法については、厚生労働省のホームページ上に公開していくことにしています。 ④から⑥については、情報提供いただき感謝します。 グリーンコーヒービーンについては、そもそも基準を策定していません。また、提出いただいた資料はコーデックスなどにおける他の作物の基準であり、グリーンコーヒービーンについての作物残留などのデータがなく、基準値を採用できません。
191	6	＜BHA＞＜BHT＞＜エトキシキン＞ ノルウェー政府の意見に賛同する。フロルフェニコールの例と同じく、薬事法に基づく検出限界値を参照するのではなく、外国基準値を採用してほしい。	オランダ大使館	G13	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
192	6	<BHA><BHT> 魚の酸化防止剤BHAについて、BHT同様10mg/kgとしてほしい。	王立ノルウェー大使館	G3	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
193	6	<BHA> サケ目魚類とスズキ目魚類について、酸化防止剤BHAの基準を10mg/kgとしてほしい。	欧州ビジネス協会 (European Business Council in Japan)	F23	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
194	6	最終案では、2つの銅化合物について一律基準が0.01ppmとなっているが適応可能か？お茶は天然の銅化合物を含んでおり、ドイツでは総銅量として40mg/kgの基準を設けている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシノルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
195	6	<銅> 銅は、対象外物質と暫定基準双方に記載があり、混乱の原因となるが、対応はどうなっているのか。	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシノルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
196	6	<フッ素> フッ素は、Sulfonyl fluorideの使用によって残留するもので、アーモンドには米国において10ppmの基準が設定されている。フッ素はいわゆる自然物質条項に含まれるのか、それともMRLが適用されるのか明確でないので、明示してほしい。	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	フッ素は、いわゆる自然物質条項(一般規則第8項)に該当します。
197	6	<リンデン> 厚生労働省は、リンデンについて、カカオ豆に0.002mg/kg、カカオ加工品に0.01mg/kgの基準値を導入しようとしているが、カカオの供給に重大な混乱を与える。いくつかのEU加盟国でカカオ豆1mg/kgの基準が残っている。ベルギー保健省が2004年9月にWTOのSPS手続きに従い、カカオ豆、カカオペーストに0.1mg/kgを通知している。スイスでは、カカオ脂、カカオマスに0.25mg/kgの基準を設定している。基準を見直してほしい。	①国際ココア、チョコレート、砂糖菓子事務所 ②欧州カカオ協会	F9、F13	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
198	6	<シペルメトリン> マンゴーについて、ASEAN Harmonized MRLが0.5ppmと設定されている。タイ及びマレーシアにおいて作物残留試験が実施されており、これに基づく基準値である。今回、当該試験成績を添付するので、確認の上、基準値を0.5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、各国において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
199	6	<トリアゾホス> えだまめについて、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を2ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
200	6	<プロチオホス> とうがらし(Chili peppers;その他のなす科野菜)について、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
201	6	<クローレデン> しょうがには、コーデックス基準が0.02ppmと設定されているので、この基準値を採用してほしい。	タイ政府	G09	ご指摘の基準値は確認できません。なお、コーデックスにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
202	6	<エトプロホス> 現行基準を含め、類型6-5などとして0.005ppmが基準値として多々設定されているが、エトプロホスのLOQは、コーデックスにおいて0.01ppmとされている。基準値を0.01ppmに修正するべき。	タイ政府	G09	日本の通知試験法によって担保されている、日本の残留農薬基準の最小値は0.005ppmとなっています。一律基準案未達の基準が一部の農産物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農産物等以外のものに関し、コーデックス、あるいはその他の参考基準国における分析法の検出限界にかかわらず、当該農薬等に既に設定されている最小の基準値をもって暫定基準とすることとしています。
203	6	①表に不正確と思われるものを示した。 アバメクチンについて、Peas(green)のMRL0.2は、以前意見を提出したはずだが暫定基準のリストが変わっていない。 アゾキシストロビンについて、Beans(green)のオーストラリア基準値が反映されていない。(オーストラリアの基準は3) ピフェントリンについて、オーストラリアのアブラナ野菜の基準が1でなく10になっている(オーストラリアの基準は1)。また、Beans(green)の分類がない。(オーストラリアの基準は0.5) ジフェナミドについて、オーストラリアの基準を根拠に日本はトマトを0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フェンヘキサミドについて、イチゴのMRL10は、現行基準を変更してもらうよう以前意見を提出したはずだが、記載がなく、暫定基準のリストが変わっていない。 フェノキシカルブについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、ぶどうに2、核果類に0.5としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フィプロニルについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、パセリ0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フルキンコナゾールについて、オーストラリアの基準を根拠になしを0.05としているが、オーストラリアの基準は0.05ではなく5の間違いである。 ②加えて、以下の農薬が2005年6月版Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority MRL Standardより削除されている。(アロキシジム、ベンフルラリン、ジクロトトラゾール、ジオフェノラン、メタゾール、プロメカルブ)	オーストラリア農林水産省	G1	オーストラリアの「Peas (Green)」及び「Beans (Green)」は、日本の食品分類ではそれぞれ「未成熟えんどう」及び「未成熟いんげん及びその他の野菜」に該当するものと考えます。ご指摘のアバメクチン、アゾキシストロビン、ピフェントリンについては、既に反映されています。 フェンヘキサミドのいちごについては、現行基準であり、今回改正の対象とはなっておりません。 フィプロニルのパセリにつきましては、オーストラリア基準値にある「Herb 0.1ppm」を参考に設定しているものです。 フルキンコナゾールにつきましては、ご指摘の事実を確認できません。 ベンフルラリン及びメタゾールにつきましては、オーストラリア基準値を確認しましたところ、一部基準値が設定されているので、当該基準値につき暫定基準を設定することとします。 その他、オーストラリア基準の変更に伴う修正につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。
204	6	<グアザチン> グアザチンについて情報提供したが、リストに載っていない。	オーストラリア農林水産省	G1	グアザチンは、いろいろな物質の混合物であり、グアザチンとして基準を設定することができません。主要成分であるイミノクタジンについて暫定基準を設定しますが、混合物としてのグアザチンについては、国際機関における評価でNO ADIと評価されていること等を考慮し、暫定基準を設定せず、一律基準をもって対応することとします。
205	6	<亜リン酸> 亜リン酸は免除されると理解しているが、確認いただけないか。	オーストラリア農林水産省	G1	亜リン酸は、ホセチルの基準値に含まれます。対象外物質ではなく、ポジティブリスト制度の対象となります。
206	6	<ジクロロポス> ジクロロポスの小麦ふすま、小麦胚芽の基準は、なぜ削除されたのか。第2次案の基準に戻してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	ご指摘のとおり、コーデックス基準が設定されているものについては修正いたします。
207	6	<マラチオン> マラチオンの小麦ふすまは、コーデックス基準は削除されたが、オーストラリアにとって主要な輸出穀物であるので、暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	加工食品につきましては、コーデックス基準が設定されているもののみについて、暫定基準を設定することとしています。
208	6	<ピリミホスメチル> ピリミホスメチルの加工食品の基準は、なぜ削除されたのか。暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	コーデックス基準と照らし、齟齬(そご)のある部分につきましては、修正いたします。
209	6	<リンデン> カカオ基準値は0.002ppmに設定されることになっている。ベルギーは、現在カカオ基準値を1ppmに設定しているが、近くALALA-levelに基づき、0.1ppmに設定する予定である。この基準値案について、ベルギーはWTO通報を行ったが、日本からはコメントがなかったものと理解しており、日本がこの基準値を、国際貿易上受け入れたものと考えている。0.002ppmは、分析法上も検査が難しいことが予想される上、カカオ豆、あるいはチョコレートの国際貿易上の障害となることが予想される。是非0.1ppmにと設定してほしい。	ベルギー政府	G10	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
210	6	〈リンデン〉 カカオ基準値は0.002ppmに設定され、またカカオ加工品については、一律基準値0.01ppmが設定される案となっている。国際的には、リンデンの使用は規制される方向にあるが、大部分が発展途上国であるカカオ生産国からのカカオ産品からは、未だに検出される事例もある。今回提案されている基準値は、公衆衛生的な観点からみても低すぎるので、ALALA-levelに基づき、カカオ豆、カカオマスとも、基準値を0.1ppmに設定してほしい。	スイス政府	G12	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
211	6	〈フロルフェニコール〉 第二次案の意見募集の際にもコメントしたが、薬事法に基づいた検出限界値を採用し、魚類に対して基準値0.2ppmを設定することは避けていただきたい。フロルフェニコールはスペクトルの広い優れた抗生物質であり、各国で汎用されている。EU基準値である1ppmを採用すべきである。	オランダ大使館	G13	ご指摘の物質の暫定基準値に関しては、農林水産省から提示された承認時における定量限界値に基づき設定されたものであり、EUのMRLを採用することは困難です。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
212	6	ガーナ政府として、別添の表の農薬についてココアの生産に使用を認めている。分析結果等の資料を添付するので、これらの基準値について配慮を願いたい。なお、ガーナ政府は、EUにおいてリンデン基準値が削除されたことを受け、リンデンの輸入を停止している。	Ghana Cocoa Board	G14	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イミダクロプリド0.05ppm及びフェノブカルブ0.02ppmを採用することとします。
213	6	〈チアトキサム〉 チアトキサムのホップでは、米国基準0.1ppmと、「All food crops」由来のカナダ基準0.02ppmの平均値が暫定基準として採用されている。これは不合理であり、ホップに関する科学的評価に基づいた米国基準を採用すべきである。	U.S. Hop Industry	F27	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
214	6	カカオ豆について、暫定基準(最終案)は、産地における使用実態が反映されていない。我が国の主要輸入国である、ガーナ共和国、エクアドル共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国から提出された要望書にある基準、並びに中南米産のカカオ豆を多く輸入しているカカオ産業の先進国である欧州各国の基準を勘案し、下記(略)に記した数値にて暫定基準を設定してほしい。	日本チョコレート・ココア協会	D86	カカオ豆については、コーデックスや5カ国(地域)で基準が設定されていませんが、その生産、流通上の特殊事情等に鑑み、一部の農薬についてベルギー、フランス、オランダ、ドイツの基準を参考に暫定基準の設定を行います。
215	6	〈クロルピリホス〉〈ジメエート〉 ベネズエラ国内では、これらの2剤について、それぞれ0.2ppm、1.0ppmの基準値が設定されている。また、それぞれ基準値以内の範囲で検出事例もあるので、これらの基準値を参考とし、暫定基準を設定してほしい。	ベネズエラ・ボリバル共和国政府	G18	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
216	6	〈フルシラゾール〉 フルシラゾールについて、かんきつの基準がなく、一律基準の0.01が適用されてしまう。次回のニュージーランドのMRLの改訂(2005年12月希望)でかんきつ類0.1ppmとするので、考慮してほしい。	ニュージーランド食品安全庁	G2	現時点において、基準値として法的に規定されていないものについては、暫定基準の参考とすることはできません。
217	6	米国で新たな基準が採用されたので、考慮してほしい。(基準別添)	アメリカ大使館	G4	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
218	6	<シペルメトリン> シペルメトリンのキウイの基準は2mg/kgで、マンゴーの輸入量は1/5である。キウイと比較すれば、摂取量は1/5になるので、マンゴーの基準を2mg/kgとしてほしい。	フィリピン農業省	G6	残留農薬基準は、GAPに基づいた適正な使用をもとに作成されるものであり、輸入量、摂取量と直接の相関を持つものではありません。マンゴーについては、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
219	6	<エトキサゾール> エトキサゾールは、米国において基準が設定されているので、反映してほしい。	Almond Board of California	F26	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
220	6	<ナプロパミド><酸化プロピレン><トリフロキシスルフロ ン> これらのアーモンド基準について、基準が設定されていないので、米国基準を参考として基準を設定してほ	Almond Board of California	F26	これらの基準値は、全て既に反映されています。
221	6	<キンクロラク> 一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。			ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
222	6	<アシベンゾラルSメチル、アミラズ、イプロバリカル ブ、インドキサカルブ、クロロタロニル、ジチアノン、ジ フェノコナゾール、ゾキサミド、チアクロプリド、テトラ コナゾール、テブコナゾール、テブフェノジド、テブフェ ンピラド、トリルフルアニド、ピテルタノール、ピラクロス ロビン、ピラクロホス、フェンアミドン、フェンコナゾ ール、フルアジナム、フルキンコナゾール、フルシラゾ ール、フルトラニル、プロクロラズ、プロパモカルブ、ヘキ サフルムロン、ホルペット、チオジカルブ、メキシフェ ノジド、ルフェヌロン> これらの農薬について、作物残留試験成績を提出する ので、暫定基準として韓国基準値を採用してほしい。	韓国政府	G16	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イプロバリカルブ(トマト)、インドキサカルブ(きゅうり)、ジチアノン(ピーマン)、ジフェノコナゾール(かぼちゃ、きゅうり)、ゾキサミド(ピーマン)、テトラコナゾール(ピーマン)、テブフェンピラド(ピーマン)、ピテルタノール(なす)、フルアジナム(ピーマン)、フルキンコナゾール(きゅうり)、フルシラゾール(いちご)、フルトラニル(いちご)、プロクロラズ(ピーマン)について、貴国の基準を暫定基準として採用することとします。
223	6	<1,3-ジクロロプロペン> 米国において燻蒸剤として使用されているが、残留しないという理由でMRLが設定されていない。当該物質については、現在ポジティブリストに記載がないが、このままでは日本の輸入者が、米国内で使用していないものと誤解する恐れがある。従って、暫定基準リストに加えていただきたい。	Northwest Food Processors association・ American Potato Trade Alliance	F28・ F29	各国等において基準値が設定されていないものについては、暫定基準は設定されません。米国における判断においても、残留しないという結論に至っていることですので、一律基準をもって規制することで問題はないものと考えます。 なお、日本における暫定基準設定物質リストは、各国における使用農薬リストと一致するものではありません。
224	6	<キントゼン・PCNB> ペンタクロロニトロベンゼン(キントゼン)は、米国においてじゃがいも等に暫定基準(Interim tolerances)が設定されているので、この基準を採用して暫定基準を設定してほしい。	Northwest Food Processors association・ American Potato Trade Alliance	F28・ F29	ご指摘の農薬は、キントゼンとして基準の定められているものです。 なお、暫定基準(Interim tolerances)については法的な規定であることが確認されていないため採用できません。
225	6	<DIPN> 2,6-ジイソプロピルナフタレンは、米国に於いて残留基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。	American Potato Trade Alliance	F29	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
226	6	<トリフロキシスルフロ ン> アーモンドについて、米国基準0.02ppmが記載されていないので記載してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘の基準値は、既に記載されています。
227	6	<アゾキシストロビン> 大豆について、米国とEU基準の平均値が採られているが、計算が間違っているので修正してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
228	6	プロマシルのレモン、グレープフルーツ、パイナップル、カルベンダジム・ベノミル及びチオファネートメチルのとうもろこし、ジメエートの小豆類及びパイナップル、ジクワットのレモン、グレープフルーツ及びパイナップル、ジチアノンのパイナップル、ジチオカルバメートの大豆、フルジオキソニルのレモン及びグレープフルーツ、イミダクロプリドの小豆類、メタラキシル及びメフェノキサムの小豆類、レモン、グレープフルーツ、プロメトリンの小麦、大豆及び小豆類、及びテラジホンのパイナップルについて、自給率が50%未満であることから、類型3-2を適用してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
229	6	<クロルテラサイクリンとテトラサイクリン> 畜産物は、海老よりも基準値が5倍から20倍高い。消費量は畜産物が1000万トン以上にもかかわらず、海老は約10万トン程度で、単純計算でも抗生物質摂取量は畜産物の方が1000倍も多いのが現状である。本件については要望も多く、常識から逸脱しているものであることから、行政主導で基準値を改定してほしい。	香取克典	D84	残留基準は、適切に使用した場合の残留データ等の科学的知見を検討して設定されるものであり、単に消費量から設定されるものではありません。魚介類のテトラサイクリン系抗生物質については、既にオキシテラサイクリンについて食品衛生法の残留基準が設定されていますので、同基準が適用されるものです。ご指摘の薬剤について残留基準の設定を要望される場合は、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
230	6	<シペルメトリン><トリアゾホス><フィプロニル> <シロマジン><ジチアノン> 上記の農薬に関してコーデックス基準を参考とするよう要望する。	中国政府	G19	シペルメトリンについて、ご指摘の作物のうち和名が不明である一部の果実を除きすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。トリアゾホスについて、ご指摘のにんじん及びキャベツに設定されている基準は現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。また、柑橘類についてはコーデックス基準は確認できず、参照国(地域)であるEUの基準を参考としたものです。フィプロニルについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。シロマジンについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。ジチアノンについて、ご指摘のピーマンはコーデックス及び参照国(地域)の基準がないことから一律基準を適用するものです。
231	6	中国で米に使用する農薬Bisultapをリストに加えていただきたい。	中国政府	G19	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定することとしています。 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
232	6	フェンブコナゾール等における「果実全体」及び「果皮を除いた果実」の残留基準について説明されたい。 (「果実全体」、「果皮を除いた果実」に一律基準が設定されているケース)	中国政府	G19	原則、一つの食品には、対応する食品分類及びその検体部位を一つづつ定めています。 (例: グレープフルーツであれば食品分類「グレープフルーツ」、検体部位「果実全体」)しかし、なつみかんについては、用途の都合上、「なつみかん」「なつみかんの外果皮」及び「なつみかんの果実全体」という3つの食品分類に 細分しており、検体部位もそれぞれについて設定していますが、通常、このような場合には、基準値を設定する際、これら3つの食品分類に関して、整合性を図ることとしています。 ご指摘のフェンブコナゾールについては、これら3つの食品分類にはいずれも 基準値が設定されておらず、一律基準値が適用されますが、基準値が設定されていない食品は、本来当該農薬の残留が想定されないと考えられることから、なつみかんについて「なつみかん」「なつみかんの外果皮」「なつみかんの果実全体」 のいずれの検体で測定した場合であっても、一律基準を超えて残留が認められた場合には食品衛生法違反となります。
233	6	<アセフェート> アセフェートの分析対象化合物はなにか。	中国政府	G19	アセフェートです。
234	6	<カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル> チオファネートメチルの「すもも」、ジメエートの「カリフラワー、セロリ」、トリフロキシストロビンの「リンゴ」、ファモキサドンの「かぼちゃ」、メキドフェノジドの「ピーマン」について作物残留試験成績の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があることから、作物残留試験成績を参考として類型1-3を適用し、暫定基準を修正してほしい。カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチルについて「すもも」と「うめ」の作物残留試験成績をもって「小粒果実類」として農薬登録がなされており、当該分類に含まれる「あんず」についても、類型1-2を適用し、登録保留基準を参考として暫定基準値を修正してほしい。また、トマトについてミニトマトの残留値をもって修正してほしい。	農林水産省	D87	提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、採用することとします。
235	6	<メタミドホス> おくら、セロリ、その他のあぶらな科野菜、その他の野菜について、親化合物であるアセフェートに登録、あるいはマイナー作物承認がなされていることから、適切な基準値をメタミドホスに設定してほしい。	農林水産省	D87	マイナー作物承認がなされているものについては、ご指摘のとおり修正します。作物残留試験成績が提出されているものにつきましては、作物残留試験成績を精査の上、修正することとします。
236	6	<メタラキシル> ブロッコリー及びミニトマトにおいて、マイナー作物承認がなされていることから、登録保留基準を暫定基準として設定してほしい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
237	6	<抗生物質> 新たな農薬使用成績(作物残留試験成績)を提出するので、各農産物について、このデータに基づき暫定基準を設定していただきたい。 また、登録済みのもの、マイナー作物承認されているものについても考慮されたい。・オキシテトラサイクリン・カスガマイシン・ストレプトマイシン・バリダマイシン・ピアラホス・ポリオキシン	農林水産省	D87	提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、採用することとします。また、マイナー作物承認がなされているもの、既に登録がなされているものについては、ご指摘のとおり修正します。
238	6	<アブジジン酸><シアン酸ナトリウム> 現在農薬登録がなされ、暫定基準が設定されていないこれらの物質については、いずれも作物中に広く存在する化合物である。作物残留試験成績によれば、これらの剤の使用によっても、それぞれの化合物の残留は有意に増加していない。これらの化合物について、暫定基準設定の一般規則4が適用されると考えてよいか。	農林水産省	D87	ご指摘のとおりと考えます。ご指摘ありがとうございました。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
239	6	<p><トリクロロホン><[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン><プロピタンホス><2-セカンダリー-ブチルフェニル-N-メチルカーバメート(フェノバルブ)><カナマイシン><フルベンダゾール><イソシアヌル酸><塩化ジデシルジメチルアンモニウム></p> <p>平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて情報提供した動物用医薬品等の検出・定量限界値について、暫定基準設定のためのデータとして不適切なものと及び追加で情報提供できるデータを取りまとめたので、採用願いたい。</p>	農林水産省	D88	暫定基準設定の参考にします。
240	6	<p><アセフェート><メタミドホス></p> <p>スパイスとして取り扱うこととされた「サンショウ(果実)」に関し、アセフェート、メタミドホスについては作物残留試験を考慮した基準に修正願いたい。</p>	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。
241	7	<p>毒性や残留性データがないため、二次案では残留基準が設定されていなかった農薬-農産物の組み合わせに、類型6-4と6-5の理由で、基準値が設定されたのは、食品衛生法の趣旨に反する。</p> <p>これらの基準は、『暫定』「人の健康を損なうおそれのない量」とし、分析技術が開発された時点で、『暫定』を解くべきである。なお、私たちの提案した0.001ppm以下を採用すれば、このような食品衛生法の趣旨に反することはない。</p>	反農薬東京グループ	D21	暫定基準を設定する農薬等の分析法については、ポジティブリスト制度の施行後も、継続的に検討を進めることとしています。分析法の開発やリスク評価の状況に基づき、暫定基準の見直しを行うこととしています。
242	7	<p>ADIが設定されている有効成分については、ADIに配慮した暫定基準値の設定も合わせて考慮して頂きたい。</p> <p>ADIが設定されている農薬等は、科学的データに基づき、既にリスク評価が行われていることから、これらについては、ADIに配慮した暫定基準値を設定して頂きたい。例えばADIが、一律基準0.01ppmの基準となった0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ の10倍である0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以上の農薬等については、一律基準の0.01ppmとは別に、0.1ppmの暫定基準を設けるなど、何段階かの暫定基準をご検討頂きたい。あるいは、農薬毎に一律基準値を設定していただきたい。</p>	(社)農林水産先端技術産業振興センター・全国農業協同組合連合会	D24・D40	一律基準設定の考え方で示しているように、一律基準は、ADIが設定され登録される農薬であっても本来使用が認められておらず、従って残留することのない農産物に適用されず、従って、ADIに配慮して農薬毎に一律基準を設定することは困難です。
243	7	<p>提案されている類型6-5では、一律基準値案(0.01ppm)未満の残留基準値が一部の農産物等に設定されている場合、既に設定されている残留基準値の中で最小の値を他の農産物に暫定基準値として設定する(ベタ入れ)としている。しかしながら、今回の提案においては、特別の事情でない限り(抗生物質等、ADIが設定されていない農薬等、ADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等)、人の健康を損なう恐れのない量(一律基準値)として0.01ppmを提案している。</p> <p>今回類型6-5として0.01ppm以下の基準値が提案されている農薬等はいずれも上記の特別扱い物質とは異なる。</p> <p>従って、類型6-5の取扱いは、明らかに食品衛生法第11条第3項で述べている精神(一律基準値)と矛盾している。</p> <p>今回類型6-5として新たに設定が提案されている農薬等・農産物/畜水産物の暫定基準値は削除すべきであると考え。このような取扱いは、ADIが国際機関により設定されていない農薬等やADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等に限って適用すべきである。</p>	農薬工業会・シンジェンタジャパン株式会社・日本紅茶協会	D37・D63・D80	一律基準は、「使用が認められていない農薬」や「登録された農薬であっても使用が認められていない農産物」に適用されます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
244	7	一律基準の設定にあたって、欧州委員会のリスク評価を機械的にあてはめる方法が採られているが、常日頃から貴省が強調されている「科学的合理性」にあたるのか。欧州委員会が乳幼児食量との関係で、この基準とした場合「ADIを超える可能性」を指摘し、にもかかわらず「0.01ppmを超える乳幼児用食品が乳幼児の健康に対するリスクを必ずしも示すものではないと結論」としていることをも、そのまま受け入れる姿勢は納得できない。	生活協同組合東京マイコープ	D44	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。
245	7	生産現場の状況を鑑み、一律基準の設定については慎重な決定を望む。	JA紀北かわかみ	D50	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。なお、その設定にあたっては、農林水産省とも連携し、検討を行ってきたところです。
246	7	本制度において「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量(一律基準)」については、食品安全委員会の意見や最終案の「Ⅴ 内閣府食品安全委員会における審議状況」を見る限り、リスクアセスメントが行われているか否か不明である。リスクアセスメントが行われていないのであれば、改めて食品安全委員会に検討を要請すべきである。 また、この量については、分析法の状況を勘案し、複数の一律基準案が導入されている。今後、農薬等のドリフトなど、他の理由で一律基準設定の考え方に、科学的な安全性評価と直接的には関係しない考え方が導入される可能性が否定できない。分析法の状況を考慮することは必要ではあるが、人の健康を損なうおそれのない量を定めることの重要性を強調したい。また、一律基準の説明について、適用される部分や数値の科学的・理論的根拠がわかりにくく、本制度の導入に当たっての科学的・理論的基盤に満たないと考える。全体像をわかりやすく説明し、国民全体の理解を促進すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	一律基準についても、ポジティブリスト制度の施行後、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。一律基準は国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。一律基準設定の考え方については、今後とも、リスクコミュニケーションなどの機会を通じて、理解の促進に努めていきたいと考えます。
247	7	類型6-4として分類されているものについて、定量限界値をもって一律基準値を採用するのであれば、すべての農産物に一律の値を適用するのではなく、農産物毎に定量限界値を定めるべきではないか。	日本紅茶協会	D80	類型6-4は一律基準(0.01ppm)までの分析が困難であると考えられる農薬等であって、基準が設定されていない農産物等について、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。基準が設定されていない農産物は多数存在し、すべてについて定量限界に相当する値を設定することは困難です。
248	7	別添リスト(省略)にもとづき、暫定基準値をEUと同じ値、または、紅茶産地にある基準値とするよう検討していただきたい。	日本紅茶協会	D80	暫定基準の設定にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、安全性について科学的な評価を行ったコーデックス基準や登録保留基準、米国及びEUなどの5カ国(地域)における基準を参考として設定しています。基準の検討にあたっては、国際基準があれば国際基準、国際基準がなければ登録保留基準、国際基準及び登録保留基準のいずれもない場合は外国基準(5カ国(地域))を参考としています。このため、紅茶の産地国の基準を暫定基準として採用することは困難です。なお、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
249	7	一律基準値の0.01ppmは、今後正規のMRLを設定する際に、暴露評価に算入されるのかどうか明確でない。	アメリカ合衆国政府	G4	一律基準は、原則として使用が認められていない農産物等に適用されるものであることから、残留基準設定に当たっての暴露評価に算入する必要はないものと考えています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
250	7	様々な食品に一律基準を課すのは非科学的ではないか。	中国政府	G19	一律基準は、原則として食品に農薬等の残留を認めないとする改正食品衛生法の方針に基づくものであり、諸外国(カナダ、ニュージーランド、ドイツ、EU)でも既に導入されているもので、科学的にも妥当なものと考えています。(注 EUは未施行)
251	8	微生物農薬のBT等のように残留しない物質は、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質」のリストから最終案から削除された。使用農薬情報を取得し、その項目に関して保証しようとした場合、物質名索引にも対象外物質対照表にもない物質が情報として上がると、その物質は一律基準として規制されると誤解する恐れがあることから、残留しないため削除された項目に関して再リスト化していただきたい。	サントリー(株)	D1	対象外物質は、ある程度残留することを前提に指定することとしたものであり、誤解の生じないように周知に努めます。
252	8	<石油> 石油はマシン油と同様、昆虫を窒息させる目的で使用されるが、対象外物質かどうか明記してほしい。	三井物産株式会社	D17	石油自身は一般名称であり、特定の物質を定義したものではないことから、対象外物質として規定しません。なお、マシン油については農薬取締法で登録されており、物質として特定されることから対象外物質として規定したものです。
253	8	下記の物質について、対象外物質としての取扱を御検討いただきたい。 MATRINE、OXYMATRIN、PSORALEN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)、	三井物産株式会社・日本紅茶協会	D17・D80	MATRINE、OXYMATRIN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)については、残留した場合にヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。PSORALENはカフェインであり、体内に残留しないため、対象外物質として規定しません。
254	8	<ロテノン> ロテノンは、米国において対象外物質に指定されているので、対象外物質として指定すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	当該物質は、残留した場合、ヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。
255	8	「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について物質ごとにその根拠を明かにしてほしい。	反農薬東京グループ	D21	最終案にお示ししているとおりです。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
256	8	<ソルビタン脂肪酸エステル> 平成17年7月6日付けで、きゅうりに対して登録された「ソルビタン脂肪酸エステル」は、食品添加物(指定添加物)である。最終案を見る限り、対象外物質に該当すると思われるので、ソルビタン脂肪酸エステルについて対象外物質に盛り込んでいただきたい。	フマキラー株式会社	D39	当該物質は使用されたとしても、分解・吸収され残留しないことから対象物質として規定しません。
257	8	<ジベレリン> ジベレリンは天然に存在する植物の成長調節ホルモンで、生命活動を行う植物体には恒常的に存在するものであり、一般に青果物として飲食に供されていることから食品衛生上の危害を発生させる恐れはなく、諸外国でも青果物等食品への残留基準は設定されていない。植物ホルモン剤としての使用については、低濃度での使用であり、使用薬量も少なく、自然条件の中で速やかに分解されるため、環境への影響も極めて低いと思われる。したがって、ジベレリン及びジベレリン酸は、ポジティブリスト制度における対象外物質とすべきである。	アメリカ合衆国政府・日本園芸農業協同組合連合会・カリフォルニアぶどう協会・Nufarm Asia Sdn Bhd・Almond Board of California・Northwest Food Processors Association・California Cherry Advisory Board	G4・D41・F16・F22・F26・F28・F30	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、最終案で類型6-4が適用されている箇所につきましては、自然に含まれる物質(一般規則8)として取り扱うこととします。
258	8	ジベレリンの暫定基準については、自然に含まれる量を考慮していただきたい。文献では成熟いんげんで3.7ppm、未成熟インゲンで1.8ppm検出された報告などがあり、最終案で示されている0.02ppmをはるかに超えるジベレリンを含有している例がある。(参考文献等、資料を添付する)	有限会社 Joy Consulting 日本園芸農業協同組合連合会	D75 D78	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則8を適用します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
259	8	「対象外物質」として指定する物質について、食品安全委員会の「意見」(4月28日)に基づき「物質ごとにその根拠」が示されている。指定する物質には一部理解できるものはあるが、これで固定することなく計画的なリスク評価の対象としていくことを希望する。	生活協同組合東京マイコープ	D44	対象外物質として指定される物質については、今後もその妥当性について検証することとしています。
260	8	飼料添加物として指定されているアミノ酸類は、明らかに安全と考えられることから、L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファン、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-パリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについて、対象外物質に指定してほしい。	味の素株式会社	D46	L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファンについては、対象外物質とする方向で検討します。なお、メチオニン、アルギニン、グルタミン、パリン、グリシン、アラニンについては、対象外物質(案)としてお示ししています。
261	8	Bacillus Thuringiensisほか微生物農薬が免除されることを確認したい。	Cranberry Marketing Committee・Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会・Northwest Food Processors Association・California Cherry Advisory Board	F15・F16・F21・F28・F30	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。Bacillus Thuringiensisなどの微生物農薬は、食品に相当量残留しないことから対象外物質から除外しました。
262	8	<セレン酸バリウム> バリウムとセレンについて、別々にポジティブリストの適用外とされているが、セレン酸バリウムとして、おそれのない物質に加えてほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。セレン酸バリウムは、使用後、セレンとバリウムに分解すると考えられることから、実際の残留形態でありセレンとバリウムについて、対象外物質(案)として示したものです。
263	8	<クロロピクリン> 米国において、穀類に使用が認められ、「exemption」として基準値が設定されている。この基準値を採用し、対象外物質として指定してほしい。	Northwest Food Processors association	F28	対象外物質として指定するためには、「人の健康を損なうおそれに影響がないことが明らかである物質」であることを科学的根拠により明確に示す必要があります。クロロピクリンに関する基準の改正を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」にしたがって対象外物質としての指定を要請してください。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
264	8	対象外物質は、その使用用途によっても指定すべき。米国では、例えばフェロモン剤のようなものについて、使用用途を限って対象外物質に指定している。	アメリカ合衆国政府	G4	木の枝につるすフェロモン剤など、そもそも食品中に残留しないと考えられるものは、対象外物質(ある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことがあきらかであるもの)から除外しています。
265	8	対象外物質に関しては68物質のみがリスト化されているが、以下の物質(32物質:省略)に関しては、ヒトや動物の体内に存在しており、飼料添加物として使用される物であるため、対象外物質リストに収載するよう提案する。非薬剤飼料添加物は諸外国においても登録されており、ポジティブリスト制度の対象とすべきではないことを提案する。	中国政府	G19	貴国から要望のあった物質について精査し、対象外物質として適当と判断されたものについて規定することとします。
266	8	<ジベレリン> ジベレリンは、野菜・果樹については登録保留基準と同じ0.2ppmであるので特に問題はないが、その他の作物は内生ジベレリンによって、一律基準(類型6-4)である0.02ppmを超える恐れがある。従って、類型6-4で暫定基準を設定するのではなく、一般規則8が適用できるように措置されたい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。ご指摘ありがとうございました。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
267	9(1)	コーデックス基準、あるいは海外の基準があるので、現行基準値を変更して暫定基準を設定してほしい。	オーストラリア農林水産省・中国政府・タイ政府・韓国政府・在日エクアドル共和国大使館・BASFアグロ株式会社・Pulse Canada・欧州茶協会・Almond Board of California・American Potato Trade Alliance・California Cherry Advisory Board	G01・G09・G16・G17・G19・D25・F17・F25・F26・F29・F30	現行基準については、今回改正の対象としておりません。
268	9(2)	「不検出」とされている農薬等において、加工食品に対する試験法(試料調整法)が示されていないので、明らかにすべき。	サントリー(株)	D1	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。
269	9(2)	「不検出」という基準は、定義が流動的である。分析法によってその基準が上下するため、分析法を確定すべきである。	Almond Board of California	F26	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
270	9(2)	より簡素化した一斉分析法の開発を、出来るだけ早期にお願いしたい。	日本エキス調味料協会・社団法人日本植物油協会・味の素株式会社・十勝農業協同組合連合会	D10・D28・D46・D49	厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
271	9(2)	現在全国各地で導入されている超臨界抽出法等、多成分一斉分析が可能で、多量の検査が可能で分析法についても、国として公的な分析法として位置付けをしていただきたい。	北海道農業協同組合中央会/ホクレン農業協同組合連合会	D16	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。
272	9(2)	貴省は「基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う。」とされており、分析方法の開発もこの方針のもとで、行われていると理解される。「一律基準」を0.01ppmとするからには、今後、早急に0.001ppmレベルで分析可能な分析技術を開発すべきである。このことに関して、以下の質問に答えられたい。 (1)貴省が4月13日の部会で示された資料3「分析法とその対策について」で、現行分析法における定量限界のデータを示し、0.01ppmを超えるものが約37%であるとしているが、現行分析法で、検体量をふやすことにより、定量限界を一桁多く求めることができる残留農薬分析方法には、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。また、検体量をふやしても、妨害物質があり、検出限界を一桁さげることが出来ないのは、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。 (2)今後、開発する分析法では、定量限界は「一律基準」0.01ppmの1/10レベルを目標とするのか。それとも残留基準の1/10とするのか。明確にされたい。	反農薬東京グループ	D21	(1)開発を進めている分析法については順次ホームページ上に公開していきます。ご指摘のような観点で整理していないため、一覧でお示しすることはできません。一律基準は、全く基準のない農薬等も含まれ、分析法の明確なものだけではありません。試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。 (2)分析法の開発は、暫定基準に関する分析法を中心に行っていますが、一部の一律基準に関する試験法の開発にも着手しており、残留基準の1/10が分析できることを目標としています。
273	9(2)	油脂の残留農薬の分析法(調整法)は穀類、果実等について記載されているが、油脂の分析法はどちらの方法を行なうべきか。また、検出限界は穀類、果実等と同等にできるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	油脂については、穀類の試験法を準用いただければと思います。 油脂類の場合は、ヘキサンに溶解してアセトニトリル/ヘキサン分配から始めればよいと思いますが、通常のアセトニトリル/ヘキサン分配(30mL/30mL)に供することができる試料量は3g程度ですから、試料量としては穀類(10g)より少なくなります。 したがって定量限界は穀類より高くなります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
274	9(2)	加工食品の場合、検査法が明確でないと適正な管理が難しいと考えられることから、加工食品の検査を実施する場合は、対象加工食品の抽出法等の実施条件の明示をお願いします。	味の素株式会社	D46	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。
275	9(2)	分析法の開発について、現時点でまず望まれるのは、地方行政などで効率的に実施が可能な一斉分析法を充実させ、整備することである。全体的な視野で、優先順位を考慮した検討を行うべきである。また、一斉分析の場合、標準品についても多成分を混合して、標準品混合溶液として用いるのが通例であるが、多成分を混合した場合に生じる現象等(溶液中における各成分の消長や混合溶液を測定することによる分析感度変化等)について重要な知見があれば公表されることを要望する。また、本制度における分析法は、一斉分析法の定量値をもって基準の適否の判断を行うことになるため、定量法に関して、重要な知見等を収集し、情報提供されることを望む。分析結果に基づく行政処分等の判断に当たっては、分析結果についてしかるべき検証が行われていることを確認のうえ実施されるようお願いしたい。	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター	D69 D76	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
276	9(2)	加工食品の分析に当たっては、サンプル採取方法、抽出などの前処理方法等について、その妥当性を明らかにする方向で検討いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	加工食品の場合、様々な加工形態があるなど、画一化した手順とはならないことが想定されますが、分析にあたっては、サンプル採取方法や抽出などの前処理方法は妥当な方法で行われるものと考えます。
277	9(2)	分析法の開発にあたっては、一斉分析法を出来るだけ多く採用してほしい。平成16年8月6日に公表された分析法(案)ではGC/MS, LC/MS, LC-MS/MSによる一斉分析法の検討が記載されているが、機能的に優れるGC-MS/MSが外れている理由は何故か。ポジティブリスト制施行時の通知にはGC-MS/MSも使用可能機器として是非加えていただきたい。また、「通知法と同等以上の精度と感度が得られる一斉分析法であれば採用可能」との一文を入れてほしい。	キッコーマン株式会社	D8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
278	9(2)	モニタリング検査においては既に乾燥加工された農産物も検査対象となっており、乾燥前の水分量を「五訂日本食品標準成分表」に基づいて推定していると思われるが、実際には農産物名が同じであっても日本で標準的な種類とは水分含量が異なるものもある。水分含量等の推定には、実情に即した値を適用していただくよう要望する。	全日本スパイス協会	D85	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。科学的なデータの裏付けがあれば、それも含めて判断することとなります。
279	9(2)	「不検出」とされているものの分析法と検出限界を示されたい。	中国政府	G19	暫定基準を「不検出」とした農薬等の試験法については告示により定めることとしており、基準の告示の際にお示しします。また、検出限界については、告示の際に通知によりお示しします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)
280	9(2)	分析法に関し、現在一部のものについて簡単なチャートしか公表されていない。分析法についてはWTO事務局を通じ加盟各国に連絡されたい。	中国政府	G19	厚生労働省では、本制度に係る分析法の開発を進めてきたところであり、平成16年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとしています。
281	9(2)	分析における「不確かさ」に対する日本の対応状況について示されたい。	中国政府	G19	測定における不確かさについては、コーデックにおいても議論されているところであり、我が国においても調査研究を進めているところです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
282	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、国内のマーケットバスケット調査や海外各国資料情報の収集も行うのであれば、必要に応じて随時行うべき。	全国消費者団体連絡会	D18	暫定基準については、マーケットバスケット調査結果などに基づき、優先順位を付して、順次、資料等を収集し、食品安全委員会での評価とともに、薬事食品衛生審議会での審議を行います。
283	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、これまで実施されてきた農薬登録制度をふまえ、早急に科学的な根拠にもとづき知見が得られた段階で、基準見直しを進めていくべきである。	京都府・京都府農業協同組合中央会・十勝農業協同組合連合会	D2・D20・D49	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、国内の登録保留基準などを参考に設定しており、現在登録される農薬等について従来どおり使用でき、また適正に使用される限り食品衛生法に定める残留基準を超えることはないと考えます。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/)
284	9(3)	暫定基準の考え方そのものに異議がある。今後どのようなスケジュールで、見直すのか明確に示すべきである。	伊藤 康江	D27	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/)
285	9(3)	米国の緊急措置に基づく基準(期限付き基準)は、米国において基準値が確定するまでには日本においても基準が出来ている必要がある。また、その他基準値についても、貿易上の観点から、米国に基準が出来るのと時を同じくして設定される必要がある。米国政府としては、日本政府と協力してMRLを設定していく用意がある。	アメリカ合衆国政府	G4	食品中の残留農薬基準を設定する場合、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行います。米国で緊急措置に基づく基準の手続きを進めているもので、我が国に輸出される食品に残留する可能性のあるものについては、適宜、我が国に対し基準設定について要請して下さい。
286	9(3)	米国は現在、特に1996年8月以前に設定された米国基準について、来年の8月を目途に大規模な見直しを行っている。今後、改変されたり、また消去されたりする基準が発生することが予想されることから、これまでの間、米国基準、あるいはWTO通報に十分注意していただきたい。	アメリカ合衆国政府	G4	今後ともWTO通報等海外の状況に関する情報収集に努めます。また米国における基準の設定、変更に関する情報については適宜提供されますようお願いいたします。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いいたします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)
287	9(3)	米国で作成されるSection18に基づく基準は、緊急措置に基づくものであるため、該当する基準値が作成された際には、今後も速やかに暫定基準を設定されたい。また、Section18の期限が切れた場合においても、速やかに暫定基準を削除されたい。	U.S. Hop Industry・Northwest Food Processors Association・American Potato Trade Alliance・California Cherry Advisory Board	F27・F28・F29・F30	残留基準設定は食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、諸外国の基準をそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される農薬等が残留する可能性があれば、適時に我が国に対しても基準設定について要請をお願いいたします。
288	9(3)	基本となる分析法(一斉分析法等)に付いては、準備・訓練期間が必要なため、法律施行の6ヶ月前までに公表して頂くようお願いする。逆に言えば、分析法の公表後6ヶ月は法の猶予期間を設けて頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	本制度の施行は、法律で公布の日(平成15年5月30日)から3年以内と定められおり、法律の改正がない限り変更はありません。厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
289	9(3)	大豆は年1回の収穫物であり、05年現在栽培中の大豆が、来年度(06年度)製造納豆の原料となる。新基準施行前に栽培された原料を用い、来年5月以降に製造した納豆が、規制の対象となる。安易に検査項目が拡大されると、検出された際に大きな混乱が生じる可能性が考えられる。少なくとも来年度の検査については、使用実態や残留リスクを踏まえて、項目を絞り込んで行う等、段階を踏んで実施いただくようご配慮願いたい。	全国納豆協同組合連合会	D42	試験の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、従来と同様、必要と考えられる項目、件数を実施することとしています。
290	9(3)	今後も、継続的で計画的なリスク評価を求めていく姿勢を明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/)
291	9(3)	ポジティブリスト制度は、平成18年5月までに導入されることとされているが、そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきたい。また経過措置期間などの設定も必要ではないか。	京都中央農業協同組合・三井物産株式会社・京都府農業協同組合中央会	D6・D17・D20	ポジティブリスト制度に関する周知については、平成15年5月の法公布以来、これまでに3度にわたって行った意見募集やリスクコミュニケーションの機会を通じて行ってきました。また暫定基準等については、本年11月に告示、約6ヶ月間の周知期間を設け、施行することとしています。
292	9(3)	外国で使用される農薬について、その国の残留基準も含めて情報を収集し、公開していただきたい。また、必要に応じて規制見直しに反映してほしい。また、過去の調査結果から分析を優先すべき農薬等を品目別、国別に絞り込んで示していただきたい。	キッコーマン株式会社・丸紅株式会社・(社)農林水産先端技術産業振興センター・日本ゼラチン工業組合・(社)日本乳業協会・(財)食品産業センター	D8・D13・D24・D26・D66・D76	主な輸出国の残留基準などについては、各国規制当局HPの紹介などを通じて情報提供を行うこととしています。暫定基準等については、マーケットバスケット調査結果などに基づき優先順位を付して、見直すこととしているほか、資料等を添えて基準等の見直しについて要請があれば、残留基準の変更について検討することとしています。また、残留農薬等に関する検査結果については、これまでも取りまとめの上、適宜情報提供しています。
293	9(3)	お茶の製品寿命は長いので、基準の適用時期について、流通にストックが存在する期間を考慮してほしい。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準、米国やEUの残留基準などを参考に暫定基準を設定することから、その適用時期について製品の流通・保管期間を考慮することはできません。
294	9(3)	暫定基準は適時の見直しや追加を行うべきである。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/)
295	9(3)	周知期間中の暫定基準の位置づけについて確認したい。2005年12月から2006年6月までに日本に輸出される果実や野菜について、暫定基準や除外基準を満たすものであれば受け入れられるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	今般設定する暫定基準は、平成18年5月末に予定されているポジティブリスト制度の施行に合わせて適用されます。
296	9(3)	コーデックスMRLの位置づけについて確認したい。コーデックスのMRLは毎年設定される。暫定基準は5年ごとに見直すとのことだが、4年間のタイムラグが生じる。新しいあるいは改正されたコーデックスMRLについて、公式に暫定基準に組み入れる仕組みはあるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	平成17年11月の暫定基準等の告示後は、コーデックス基準の設定・改正があっても、暫定基準等の見直しは行いません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。 (参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
297	9(3)	暫定基準リストは膨大な量のリストであるから、間違いが発覚する可能性が高い。期限を区切って、間違いに関する修正コメントを受け付けるべきである。	アメリカ合衆国政府	G4	既に暫定基準等(最終案)という形でご意見の募集を募ったところであり、このご意見募集の中で、誤記等に関するご指摘も頂いたものと考えます。
298	9(4)	施行後の違反に対する合理的な対応をお願いしたい。基準値をオーバーした場合の処置として、オーバーした原料を使用した加工食品は全て一律に市場から撤去するのではなく、その原料の使用量、その加工食品の摂取量から換算して、ADI以下の場合には注意し、改善するような処置にして頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	残留基準を超える食品にあつては、食品衛生法に基づき販売等が禁止されるものです。また、必要に応じ、回収命令などの行政処分が行われることとなります。
299	9(4)	輸入食品の農薬等の検査体制を強化して頂きたい。問題の発生が予想される輸入農水畜産物については、行政機関で検査体制を強化して、国内で加工される前に結果が判明するよう徹底して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	輸入時の検査体制については、従来より必要な体制整備に努めてきたところですが、ポジティブリスト制度の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査項目を拡大することを予定しています。なお、食品の安全性確保は、食品衛生法第3条に示すとおり、食品等事業者(輸入者)の責務であることを再度ご認識いただき、今後とも衛生確保に努めていただきたいと思います。
300	9(4)	消費者、流通・食品加工事業者、マスコミ等に対して、この制度の背景と目的を正確に伝達して頂きたい。特に、風評被害が発生しないよう分かり易い解説をお願いしたい。	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について、食品のリスクに関係する者に正確な理解を促すため、全国で開催される意見交換会などの機会を活用し、わかりやすい説明に努めています。
301	9(4)	食品別に分析対象の農薬等を絞り込んで頂きたい。特に、主要な野菜類、畜産物、水産物につき、国産、中国産、その他に分類して、分析を優先すべき農薬等を絞り込んでQ&Aに記載して頂きたい。	日本エキス調味料協会・味の素株式会社・(社)日本乳業協会	D10・D46・D66	検査の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、各農産品ごとに全ての輸出国の農薬使用実態について把握することは困難であることから、輸入者等の食品等事業者が自ら取り扱う食品の農薬使用実態等を可能な限り把握し、必要な検査を実施すべきと考えます。
302	9(4)	農薬等の原料(農水畜産物)生産者に対する使用基準の遵守と記録の提出等の指導を徹底しペナルティも明確にして頂きたい。	日本エキス調味料協会・味の素株式会社・日本生活協同組合連合会・(財)食品産業センター・日本紅茶協会	D10・D46・D69・D76・D80	今後とも農林水産部局と連携して、ポジティブリスト制度の導入を進めていくこととしています。なお、農薬等の使用に関しては、農薬取締法等に基づく使用等に関する基準が設定されており、これに違反する場合にあっては、同法等に基づき必要な措置が行われることとなります。
303	9(4)	残留分析の実施とその結果について、以下の疑問点と要望がある (1)ポジティブリスト制度が実施された場合 ・残留農薬等の分析のため市場より検体を収去(サンプリング)するのは、どのような機関か。 ・残留農薬等の分析を実施するのは、どのような機関か。 ・農薬の場合、すべての農産物検体について、設定対象とした農薬をすべて検査するのか。 ・各農産物等について、年間に分析に供する検体数は、現在どの程度で、制度実施によりどの程度になると考えているか。 ・生産団体や流通機関が実施している分析結果や輸入品で海外で実施された分析結果は、どのように評価されるか。それらは、食品衛生法による流通規制判断の対象となるのか。 (2)公的な残留農薬等の分析調査結果は、個々の検体のデータをすべて、インターネットで公開されたい。 (3)残留農薬検出率の公表に際しては、総分析農薬数ベースでなく、検体数あたりの検出率を公表されたい。	反農薬東京グループ	D21	収去を含めた検査の実施に関しては、国内にあっては地方自治体が行い、輸入食品にあっては厚生労働省の検疫所が行うこととなる。また、分析に関しては地方自治体の衛生研究所や厚生労働省の輸入食品・検疫検査センター等で実施されます。輸入食品については、国が、重点的に監視指導を行う項目及び件数について毎年度「輸入食品監視指導計画」を策定し、国内に流通する食品については、都道府県等において、検査の実施などを含めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表することとされています。自主検査に関しては、食品等事業者(輸入者)の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えますが、自主検査の結果、食品衛生法違反が疑われる場合は、行政による検査等の確認を経て、違反か否かの判断が行われます。なお、残留農薬検査結果については、国内外のデータを含め従来より公表を行ってきたところであり、今後とも継続していきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
304	9(4)	海外では、国内で適用されない農薬や使用方法で農産物が栽培されており、このことが、残留分析をわずらわしくさせる原因のひとつとなっている。そこで、以下のことをお願いしたい。 (1)海外からの農産物の輸入に際しては、農薬使用履歴の提出を求める。このことは、農薬取締法「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で、国内の農薬使用者に求められている事項であるから、貿易障壁としての非難につながらない。 (2)海外諸国に、日本の残留基準等を通告するだけでなく、日本での農薬等の使用状況（例えば、日本での登録農薬名と適用作物の一覧、日本で使用できない農薬等のリスト）の情報を周知させ、できるだけ、日本の使用状況に近づける努力をするよう促されたい。これは努力目標なので、貿易障壁としての非難につながらない。	反農薬東京グループ	D21	(1)農薬取締法に関する事項は、厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。(2)各国で、病害虫や栽培環境が異なるため、その国で生産されるもの全てに日本と同様の農薬使用を求めるのは適切ではないものと考えます。また、ポジティブリスト制度の普及啓発に関しては、食品輸入円滑化推進会議を通じて各国大使館に説明するとともに、制度及び基準値についても英語版を作成し、周知徹底を図ってきたところです。
305	9(4)	暫定基準(第2次案)等に対して寄せられた主なご意見(個別の基準値に係る意見を除く)のNo.2への回答から後半の「使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。」以下の文章「例えば、当該農産物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてもリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。」の削除をお願いしたい。使用されたとの情報のある農薬について、分析によりその残留を保証することを、あたかも推奨するかのように読み取れてしまうので、回答から削除して頂きたい。世界各国での薬剤の使用や規制は様々であり、残念ながら、海外からの農薬使用情報は曖昧な点が多いと言える。さらに、現実的にみて、国内生産品も含め、圃場又は生産現場まで完全にトレースできる状況にはない。農薬等の使用情報が曖昧な状況の下、事実上、トレースできないものについて全ロット全項目の分析を強いられる事にもなりかねない。当該文章はモニタリング時の対象農薬等を絞り込む指針として、別途通知して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	ご指摘の記載は、審議会における要請に基づき記載したものであり、削除はできません。なお、ポジティブリスト制度は、設定する全ての基準値の分析を求めるものではありません。使用された農薬等の情報把握に努め、これに従い効果的、効率的な検査を実施することが必要であり、この旨を明確にする目的から当該文書を記載しています。大切なことは、食品等事業者が自ら扱う食品に関する情報収集に努めて対応することだと考えます。
306	9(4)	民間の組織あるいは企業において残留農薬等の確認分析した結果について、公的に確認できるシステムを構築して頂くことを要望する。具体的には、厚生労働省の機関あるいは厚生労働省の指定(認定)分析試験機関等を利用して、民間の分析結果についての検証を行うシステムによって、民間での分析試験結果の精度確保を図り、信頼度の向上に繋げることができると考える。いわゆる依頼試験でなく、確認試験という位置付けにして、分析費用の負担の少ない形での取り組みを希望する。	社団法人日本植物油協会	D28	検査命令等、輸入時に行政判断に必要とされる検査を除いては、検査について特段の要件を求めてはいたませんが、食品の安全性を確保するための検査である以上は適切な信頼性の確保が行われていることが必要です。民間分析機関の精度管理の向上に関しては、外部精度管理に参加する等の自助努力によるものと考えます。また、自主検査は、食品等事業者の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えます。
307	9(4)	今回、県お茶室、経済連、農協職員、生産農家などへ連絡をとって見たが、農協職員、生産農家などは、この制度の存在自体を一切知らなかった。経済連から各農協へと、情報が伝達されていないのではないかとと思われる。生産農家および農協関係者が、本制度を知らされないうちに、制度が確立しようとするところに、強い不安を感じる。	株式会社葉桐・浜地清春	D30・D60	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について正確な理解を促すため、全国8カ所で意見交換会、各種勉強会への講師派遣、ホームページの充実など、本制度の周知に努めています。
308	9(4)	加工食品の収去検査よりも輸入原料の検査検査を優先して強化していただきたい。また、収去検査時に国と自治体で判断に差が出ないよう、統一した基準を作成、運用して戴くようお願いする。	味の素株式会社	D46	従来どおり適切な検査の実施に努めて参ります。なお、判断についても引き続き齟齬(そご)が生じないよう努めて参ります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
309	9(4)	食品製造者に対する一層の行政指導をお願いする。製造者へのポジティブリスト制の徹底のため、地域の保健所等を通じて指導を推進して戴く必要があると考える。	味の素株式会社	D46	本制度の周知に引き続き努めます。
310	9(4)	規制にあたり、「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について」(平成16年2月4日付け食安企第0204001号食品安全部企画情報課長通知)の考え方が的確に運用されるよう、関係機関への徹底をお願いする。	味の素株式会社・(財)食品産業センター	D46・D76	食品衛生法で規定する規格基準等に適合しない食品等を原材料として使用した場合にあっては、必要に応じ、公衆衛生上の観点から同法第54条に基づく対応、行政指導等の措置がなされます。ご指摘の通知は、特定の事例に対する取扱いであり、処分の必要性等の考え方を示したものです。
311	9(4)	それぞれの地方自治体が開発した分析法の定量限界が暫定基準値となる農薬成分があると、出荷元の県の分析では問題なかったものが出荷先の県の分析で問題となる場合が懸念され、生産現場では地方自治体毎に基準値が違う不公平な制度となり、流通現場では混乱を生じる恐れがあるため、厚生労働省は、予算措置を講じ、各地方自治体と協力し一斉分析法等を早急に開発するとともに、その一斉分析法等を各自治体が早急に導入するよう強く指導されたい。	十勝農業協同組合連合会	D49	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開しており、また、自治体の分析能力についても向上を図っていくこととしています。
312	9(4)	農薬のドリフトにより、農薬散布時に十分注意をしても、他の作物や周辺農地で基準を超えることも心配される。万一、基準を超えた農産物に対し、出荷停止などの費用負担を全て生産者等の農薬使用者に求めることは大きな負担となることが考えられるので、基準値の設定については十分協議した上で設定していただきたい。また、万一そのような事態が発生した場合は、原因を究明した上での慎重な対応をお願いしたい。	京都中央農業協同組合・京都府農業協同組合中央会・浜地清春	D6・D20・D60	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定します。暫定基準や一律基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行っており、制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが出来、また適正に使用される場合、残留基準を超えることはないと考えています。基準を超える農薬が残留する農産物の食品衛生法上の取扱いについては、従来と変わりません。
313	9(4)	検査体制について、通関時の検査体制を一層充実していただくとともに、厚生労働省と自治体で収去検査の際の判断に差が生じないよう、統一判断基準を作成し、運用いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	ポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大することを予定しています。なお、判断についても引き続き、齟齬(そご)が発生しないよう努めて参ります。
314	9(4)	海外での圃場管理等、管理方法が妥当と認められる場合等は、生産地でのサンプリング分析による証明書を有効とするなどの制度を検討し、導入していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	二国間協議により、輸出国における生産段階での農薬使用管理等及び輸出国の公的検査機関による輸出前検査が妥当と認める場合は、当該検査結果の受け入れを既に行っています。なお、輸出国における検査結果の有無にかかわらず、輸入時においては、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査を実施することとなります。
315	9(4)	いかなる場合に回収を命ぜられることになるのか、示していただきたい。	キッコーマン株式会社	D8	食品衛生法に基づく残留基準に適合しない食品等については、販売等が禁止されます。違反品が流通するおそれがある場合など、必要に応じて回収命令などの行政処分が行われます。
316	9(4)	今回導入される残留農薬等ポジティブリスト制は、従来の残留基準規制と大きく異なるため、残留農薬等ポジティブリスト制への企業としての一般的な対応方法を示してほしい。	キッコーマン株式会社	D8	現行の制度と比べ、基準の設定されていない農薬等が一定量をこえて残留する場合販売等が禁止される等、制度としては大きく変わっていることは事実です。ただ、適正に栽培されたもの等であれば、新たな制度のもとであっても違反にはならないと考えています。製造される食品等の適正な管理についてより一層推進いただけるようお願いいたします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
317	9(4)	ポジティブリスト制度が分析至上主義にならないよう、各方面に指導をお願いしたい。	島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・日本エキス調味料協会	D9・D10	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会を通じて、周知に努めていきます。
318	9(4)	ポジティブリスト制の導入により、農業者や納入業者に対して、国内で使用されていない農薬や明らかに使用実態のない農薬の残留分析データの提供等の新たな要求が出されるのではないかと危惧する。流通業者・小売業者・食品製造業者等が、これらを要求する等の行為が発生しないよう、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁とも連携し、監視とご指導をお願いする。	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・北海道農業協同組合中央会/ホクレン農業協同組合連合会・全国消費者団体連絡会・日本ゼラチン工業組合・味の素株式会社・全国農業協同組合中央会/全国農業協同組合連合会・(社)日本乳業協会・日本ミネラルウォーター・(財)食品産業センター・日本紅茶協会・(社)日本果汁協会	D9・D16・D18・D26・D46・D47・D66・D74・D76・D80・D83	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会を通じて、周知に努めていきます。
319	9(4)	暫定基準リストにある700もの物質、更にはそれ以外の一律基準対応の物質を検査するとなれば、そのコストは膨大なものとなる。食品企業にとって、この負担は非常に重いものであり、問題ではないか。	Sino Analytica	F31	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会を通じて、周知に努めていきます。
320	9(4)	本制度の実施に当たり、国産品についても輸入食品と同じ基準で監視されるよう要望する。また、国産品に関する監視計画及び結果の公表を求めるとともに、検査機関の信頼性確保の方法について示されたい。	中国政府	G19	設定される農薬等の基準は、輸入食品及び国内品とも同じ基準が適用されます。残留検査計画及び検査結果については、輸入食品の輸入時検査については国において、国産食品等の国内流通品は各都道府県においてそれぞれ公表しています。また、検査結果の信頼性を確保するために、業務管理の実施について法的に規定しており、必要に応じて査察を行っています。
321	9(6)	国の主導で本制度に関連する調査・研究をお願いしたい。 ① 食品中に「不検出」とされた動物薬等を投与した場合に、畜産物・水産物の筋肉、骨、脂肪、内臓等の部位にどのように移行し蓄積するかの確認試験をお願いしたい。 ② 食品中に「不検出」とされた農薬等が、食品加工工程(加熱処理等)でどのように変化(分解等)するかの確認試験を実施して頂きたい。 ③ 魚類において食物連鎖、生体濃縮によって、農薬等がどのように蓄積されているか主要な海域(国内外)につき調査して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	「不検出」基準は、原則、毒性評価に基づき閾値が設定できないことから設定されるものであり、このような農薬等にあつては、使用されるべきものではないと考えます。なお、魚類に使用される農薬等に関しては、使用方法に基づき残留基準が設定されるものであり、一般的には養殖魚が対象となるものと考えます。このため、人為的な汚染等が発生しない限り、食物連鎖や生体濃縮はないものと考えます。
322	9(6)	海外の行政機関及び生産者、輸入業者へ対する情報提供を徹底し、協力の取り付けをして頂きたい。	日本エキス調味料協会・丸紅株式会社・(社)農林水産先端技術産業振興センター・味の素株式会社	D10・D13・D24・D46	ポジティブリスト制度については、暫定基準案などについてこれまでに3度にわたり、国内外から意見募集を行うなどを行っているほか、リスコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知及び理解の促進に努めています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
323	9(6)	錠剤、カプセル等に加工された健康食品においては、濃縮度合いが必ずしも明らかにされているとは言えず、また一種類の原材料から構成される場合はむしろ少なく、その点で十分な自主的取り組みの必要がある。健康食品をどの程度摂取すれば暴露量の許容範囲を超えるのかといった試算も必要となるし、分析方法についても、一般の食品と異なった方法が必要になるものとする。今後、当団体として考えをまとめていきたい。	NNFAジャパン	D11	ご意見として承ります。
324	9(6)	暫定基準値、従来からの残留基準値の作物別の一覧表を策定のうえ御省のHPに掲載願いたい。	丸紅株式会社	D13	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところであり、その活用をお願いします。
325	9(6)	ポジティブリスト制度を分かりやすく解説した資料(英語・中国語他)を作成の上、広く提供頂きたい。	三井物産株式会社	D17	解説は、自ずと日本語が中心になりますが、可能な範囲で、英文等の作成に努めていきます。
326	9(6)	法施行後の農薬使用者への周知の方法、あるいは制度の運用にあたっては、農水省と連携して対応されたい。	京都府・京都中央農業協同組合・京都府農業協同組合中央会・全農長野(社)農林水産先端技術産業振興センター・全国農業協同組合連合会・全国農業協同組合中央会	D2・D6・D20・D22・D24・D40・D47	ポジティブリスト制度の検討などにあたってはこれまで農林水産省と連携し取り組んできたところです。今後も、農林水産省等の関係省庁とも連携し本制度の適切な運用について推進していくこととしています。
327	9(6)	アジアモンスーン地帯では高温多湿の気象条件にあり、ヨーロッパや北アメリカに比較して病害虫の発生も多く、農業生産を維持するために農薬使用量も相対的に多い。我が国の病害虫防除の必要性と生産の多様性を把握して科学的な根拠による基準設定を行い、我が国の農業生産に過剰な規制とならないよう配慮されたい。	京都府・京都中央農業協同組合・全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合	D2・D6・D9・D40・D47	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあっては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあたっては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
328	9(6)	生産者が安心して農業を続けていくために、基準値を超過しない栽培・防除の方法・技術等が確立された後に基準値の設定をお願いしたい。	京都府農業協同組合中央会	D20	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあっては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあたっては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
329	9(6)	クロルプロファミン(IPC)について、1992年10月27日に告示された分析法「クロルプロファミン試験法」で、定量限界は、0.001ppmとなっていた。出典:厚生省生活衛生局食品化学課監修の「残留農薬基準便覧」第一版(日本食品衛生協会 1994/07/15発行)第三版(日本食品衛生協会 1999/07/15発行)その後、1999年11月22日に試験法の改定が行われ、「エスプロカルブ、クロルプロファミン、チオベンカルブ、ピリブチカルブ及びペンディメタリン試験法」で、クロルプロファミンの定量限界は0.01ppmとなった。定量限界を緩和された理由はなにか。	反農薬東京グループ	D21	定量限界は、分析法に技術的に依存するもので、特段の理由はありません。
330	9(6)	国内での農産物の栽培について、使用者には、農薬取締法により「農薬を使用する者が遵守すべき基準」の遵守が義務づけられおり、貴省が3月22日に、農水省へ 農薬適正使用の指導強化を依頼されたことは、時宜を得たものと思う。 ポジティブリスト制度を実効あるものにするには、農産物等の生産段階での適正使用が不可欠だと考える。私たちは、農薬使用者の免許制度、農薬使用履歴の記帳の義務化などを農水省に求めている。これらの実現は、農薬適正使用やドリフト防止を促し、残留農薬の低減化につながると思われる。貴省においても、その実現を推進してほしい。	反農薬東京グループ	D21	農産物の生産段階での農薬等の適正使用の推進は、ポジティブリスト制度を運用する上でも重要であると考えておりますが、農薬使用者の免許制度や記帳の義務化等の農薬取締法に関する事項は厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。
331	9(6)	本制度の管理に当たっては、必ずしも分析に頼ることではなく、生産地の農薬使用状況等の情報を把握して対応することを述べられているが、海外の農薬の使用状況を照会する窓口(国内、国外)をリスト化して発表して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	各国の農薬の使用状況については、原材料の生産現場の状況によりそれぞれ異なることから、原材料の輸出業者を通じ、直接生産者から情報を入手されるようお願いいたします。
332	9(6)	誰でも農薬に関する情報を入手できるよう、コーデックスの残留農薬情報(基準値、分析法)を調べる「電子情報アドレス」を開示して頂きたい。	社団法人日本植物油協会・三浦 弘充	D28・D43	コーデックス委員会で定められている国際基準については、コーデックスの公式ホームページ(http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp)において閲覧できます。
333	9(6)	農薬を使っていない農家の畑でも0.01ppm程度農薬が検出されることがあり、ドリフトが心配される。今回の基準値は、一日の許容摂取量を基に設定されたことであるが、狭い国土のなかで、谷間の地形を切り開き、入り組む土地を共同管理して営んできた日本の農業の実態からは、かけ離れてしまっていると強く感じる。食品の安全性が強く求められている今日、国内での食料生産がより持続できる制度の確立を強く望む。今のままでは、中小零細農家は農業を存続できない制度になってしまうものと思う。	株式会社葉桐	D30	一律基準の設定については、農林水産省と連携して検討したところですが、具体的にドリフトによる残留の可能性を示す資料はありません。今回のポジティブリスト制度の施行にあたっては、農薬取締法で定められた使用基準に従い適正に使用される場合、基準に違反することはないと考えています。
334	9(6)	<EPN> 現行基準の表中に、現行基準が定められているにもかかわらず、記載のないものがある。(EPNのかぼちゃなど)	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘のとおり修正します。ご指摘ありがとうございました。
335	9(6)	ポジティブリスト制度の円滑な運用のために、規制当局の責任部署を明確化するとともに、地方行政との意思疎通を十分に行い、また、相談・協議窓口を設置し、事例について公開するなどの体制を整備していただきたい。	日本生活協同組合連合会・(財)食品産業センター・日本紅茶協会	D69 D76 D80	相談体制の整備及び県、市への説明については今後検討します。
336	9(6)	農薬の必要性や安全性評価の実態など、国民の理解を深めるためのリスクコミュニケーションや食育を継続して実施していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
337	9(6)	規制が施行されると、いろいろ質問が出る可能性が高いので相談窓口を設置していただきたい。	キッコーマン株式会社・(財)食品産業センター	D8・D76	相談体制の整備については今後検討します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
338	9(6)	ポジティブリスト制の導入により、分かりにくい点などをQ&Aでまとめて教えていただきたい。	キッコーマン株式会社・日本エキス調味料協会・社団法人日本植物油協会	D8・D10・D28・D76	ポジティブリスト制度のQ&Aについては、ホームページ上に公開してきたところです。内容のより一層の充実に努めていきます。
339	9(6)	スパイス及びハーブの取扱について、コーデックス基準がある場合にはそれを第一に参考とすることとされているため、スパイス内の小区分の考え方も暫定基準に適用されると予想される。コーデックスの分類では「種子」「果実類」「根類」に分類しているので、それらに属さないスパイスは「その他」として、スパイスの分類に加えていただきたい。また、コーデックスで単独の基準がない農薬等ではスパイス内の「その他」と見なしていただきたい。	全日本スパイス協会	D85	コーデックスにおける定義を参考に、スパイスについては、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を、ハーブについては、「その他のハーブ」を設けそれぞれについて基準を設定したところです。
340	9(6)	国に於いて、リスクコミュニケーションの取り組み強化を願いたい。	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・味の素株式会社・(財)食品産業センター	D9・D46・D47・D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
341	9(6)	<ラクトパミン> ラクトパミンの豚の肝臓、腎臓の基準について、明確にしたい。MRL設定の関連資料を提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	豚の肝臓、腎臓のMRLは、JECFAの提案及び申請者の提出資料を踏まえ設定したものです。なお、基準設定に関する資料については、次のアドレスで公開しています(日本語のみ)。 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1130-12.html
342	9(6)	<カルベタミド> カルベタミドについて、105番目の物質としてリストアップされているが、ホームページ上で105番がなく、106のカルボフランが2つ掲載されている。カルベタミドのMRLについて提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	ご指摘のとおり修正します。ご指摘ありがとうございました。
343	9(6)	ポストハーベストとして用いられる防かび剤は、日本では未だに「食品添加物」としての扱いになっている。これらは国際的に「農薬」であるので、農薬としての扱いにしていきたい。	Northwest Food Processors association・California Cherry Advisory Board	F28・F30	本制度の導入をもって防かび剤の取り扱いを変更することは困難です。
344	9(6)	本制度の施行に当たり、WTO加盟国において適切な運用がなされるよう全ての加盟国に対し少なくとも6ヶ月、途上国に対しては、6ヶ月にプラスして更に8ヶ月の猶予期間を設けて欲しい	中国政府	G19	暫定基準は国際基準等を参考としていること、これまで3年あまりにわたって、暫定基準等の説明を行ってきており、基準値の告示後6ヶ月の周知期間をもって施行することとしていることから、更なる周知期間の延長の要望は受け入れられません。